

厚岸町議会 平成27年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成27年3月17日

午前10時00分開会

- 委員長（佐藤委員） ただいまから、平成27年度各会計予算審査特別委員会を続会いたします。

作日に引き続き、議案第4号 平成27年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

248ページ、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費から進めてまいります。ございませんか。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 2目土木車両管理費。ございませんか。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 3目土木用地費。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 4目地積調査費。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

12番、室崎委員。

- 室崎委員 前に、大雨が降ったときに、その泥水が入って、有明1丁目、それから2丁目、あのあたりの海産干場が泥をかぶって大変な状況になって、そのとき、あの地域の人たちから要望書が出ました。それで、町長先頭に、すぐ現場見てくださって、それで整備に入ったということで、そのことに関しては、関係者の人たちが大変感謝しているんですということも、直接私も伺っております。

それで、随分とよくなったというふうに聞いておりますが、1点だけ、地元の人たちがまだちょっと不安を感じているのは、この筑紫恋道路ですね、その筑紫恋に向かって左側といったらいいんでしょうか、霊園側といえばわかりやすいでしょうか、そちらの道路のU字溝が非常に小さいんですね。それで、反対側のほうには大きな側溝が入っ

ているんですけど、それで、あのU字溝ももう少し大きなものにならないだろうかというような声が関係者の間から出ておりますが、これは例えば技術的にできないとか、あるいはその必要はないとかというようなものなんでしょうか。それとも、今後、その部分の改良も行っていくという予定なんでしょうか。

なお、一番の元凶だと言われた川については、今、改修が進んでいるようで、それについても関係者の人たちは非常に感謝をしておりますが、まず全体の計画と、それから今言った、地元の人たちがちょっとここんところどうかならないだろうか、どうかならないだろうかと言っている点、その点のご説明をお願いしたいんです。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まず、当該河川は汐見川なんですけども、その河川の工事については、計画の内容としては、平成26年でいろんな関係者のご協力をいただきながら無事完成を見たということで、次期計画については、まだ立てていないところなんですけども、今般、工事の終点時点、町道有明の干場のちょうど中心部になるんですけども、そこまで工事終わっているんですけど、そのすぐ上流側のボックスカルバートというんですか、ちょっと配水の断面が狭いということで、少し大きくしようということで、とりあえず、それをもって、私ども今般災害が起きたことの要因を解除する目的としての工事を実は終える予定となっております。

ただいまU字溝の話が、ちょうど筑紫恋道路の左側の路線かと思えます。これについては、私ども内部の検討の中では、まずは草刈りと、そういう維持管理の中でしか実は検討しておりませんでした。したがって、そのU字溝を大きくするという部分については、改めてちょっと考えてみたいなというふうに思いまして、現状は今、技術的にできないということはまだ検討しておらなかったんですけども、そこら辺含めて、今のご意見を参考にさせていただいて検討させていただきたいなというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 よろしくお願ひしたいんです。

今、草刈りという話が出ていたんですが、草刈りというのが非常に大事だったところは、その干場の西側といいますか、干場の霊園側というんでしょうか、そのところに大きな素堀り側溝があるんですよね。それが何というか、もう非常に自然豊かな状態になっていたわけですよ。そのところの整備をなさったと、それが草刈りでないかと思うんです。筑紫恋道路の側溝というのは、舗装道路の脇にありますから、そちらはやはり大きくするということができるかどうかという問題ではなかろうかと思しますので、よろしくお願ひしたいんです。

それで、大体今ので話が分かりましたが、関係者、たしか3、40人いるんでないかと思いますが、その方たちに対して、今のような話を周知していただきたいんですよ。結局、憶測とうわさがないうまぜになつたような話で飛んで歩いてしまいますと、非常によろしくない状況になりますので、やはりそのあたりを。

それで、基本的に皆さん、非常に町がぱっとやってくれたことで感謝しておりますので、そういう説明をきちんとすれば、十分皆さん納得するような状況ではなかろうかと思しますので、ぜひそのあたりもよろしくお願ひしたい。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） すみません。私の先ほどの答弁で一つ漏れがありまして、これで全て予定していた工事は終わるといふふうに申し上げたんですけども、実はまだ干場の山側ですね、治山事業について、今、北海道にお願いしているところでございますので、これはまだ残っているということでありました。大変申し訳ございません。

それから、ご要望をいただいた代表者の方には、実は年前に、ほぼ計画と実施時期等が決まったので、お返事をしたいということでお話していたんですけども、ちょっといろいろその後お会いする機会を失っておりました。早急にお伝えしていきたいなというふうに思っています、30人ですから、どのようにお伝えしていきたいかということも代表の方と相談させていただいて、説明させていただきたいと思ひます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませぬか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 ちょっとお尋ねしたいんですが、今回の予算で、橋梁長寿命化整備事業として、跨線橋の工事請負費が3,000万円ですか、あるんですが、あの跨線橋について、長寿命化というのはどういうことをしようとしているのか、あるいは地震等について十分耐え得るような今の構造にあるといふふうに理解しているのか、そのあたりちょっとお尋ねしたいんですが。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） この橋梁長寿命化整備事業については、今おっしゃられたように、厚岸駅構内の人道跨線橋の整備でございまして、これが昭和51年にできた橋でございまして。これまで、長い間余り手をつけない状態であったということで、老朽化が見られるということで、厚岸町内の全橋梁の調査を行ったところ、優先的に整備すべきだということで、これを整備することによって延命を図ろうということで、工事の内容は、塗装だけではなくて、鋼材部分の補修も含まれております。落橋防止だとか、そういう耐震補強も含めて、今回の実施設計させていただいておりますので、そういう耐震を満たす橋に生まれ変わるという、そういう工事でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 結果的には、情報館のほうは新しいああいう施設ができましたけれども、それより東側の住民にとっては、我々の住んでいる地域も含めてなんです、あの橋がやっ

ぱり頼りなんですよね。電話局のほう回って、踏切のほうを通るよりも、やはりいろんなことを考えると、あの橋をどうしても使用しなければならないというふうに考えるんですが、今回の長寿命化の整備事業が、塗装だけではなくて、橋台の補強等も行っていくということで、十分に耐震性が図られるのかどうなのか、そういう点ではやはりあの橋を見て、地域の住民は非常に今まで心配していたんですけれども、そういうことは完全に払拭されるような工事を行っていただけないかというふうに考えていいのかなのかということなんですよね。

それと、やはり相当年月がたっていますから、そもそもの材料自体にも相当腐食等が見られているわけなんですけれども、そういう点も含めて、この橋台の補強ということで、十分カバーできるのかなのか、取りかえる部分だとか、そういうものも必要になってくるのではないのかなというふうに思うんですけれども、そういうことを行いながらやっていくのか、それとも、今のままで何かを補強するというふうに進めるのか、どうということなのか、お伺いいたします。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まず、この設計に当たっては、耐震性があるかどうかからスタートしておりまして、実施設計の完成に当たっては、耐震補助設計が含まれております。そういった写真等を見ますと、これは腐食している部分も、相当肉眼でも確認できますし、そういった部分の取りかえも当然含まれたものとしているということで、耐震性をきちっと保たれる橋になるというふうに捉えていただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 わかりました。

それから、真栄大通の整備事業なんですけど、200万円ですから、そんなに大きい事業ではないんじゃないかなというふうに思うんですけれど、真栄大通の中、緑地、あるいは木を植えている部分があるんですけれど、その中にちょっとした広場等、縦に通路があるわけなんですけれども、それとそこに石等で土どめみたいな感じになっているんですけど、これが非常に傷んできているんですよね。それで、私たちの自治会で月一遍、夏の間は清掃活動を行っているんですけれど、壊れているものですから、非常に清掃も大変なんですよね。どろどろどろどろ砂だとか、泥だとかが浮いてくるというか。

そういうことで、今回、予算で見ているのはどちらを見ているのか、できれば、中もある程度補修していただけないかというふうに思うんですけれども、それらについてはどういうふうになっているのか、ちょっと教えてください。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 町道の維持管理につきましては、日常の点検をしながら維持補修に努めさせていただいているんですけれども、そういった箇所については、今後も引

き続き維持管理に努めてまいりたいと思うんですけども、今般の事業内容につきましては、今年度から、今まで車道部分のオーバーレイというんでしょうか、長寿命化というふうに図ってきたんですけども、27年度からは歩道を整備させていただきたいと。かなりゆがんだ歩道、ひび割れた歩道だとか、雑草が生えた歩道が目立ち始めております。当面はスクールゾーン、学童が通る道であるだとか、そういったことを中心に始めさせていただければなという内容で、平成27年度は、元N T Tの交差点の真龍保育所側の交差点から塚野商店までのライン、およそ100メートルになります。まず、この100メートルの歩道の改修、整備といいますか、これを図る内容というふうになっております。

真栄町中央通の中通りのいこいの広場というのは緑地帯でしょうか、これについては、改めて点検させていただいて、補修に努めてまいりたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 工事内容については、分かりました。

そして、ただ、通りに、昔、あれ看板か何かあったのかわかりませんが、今、駐車場になっていきますけど、あのあたりにコンクリートの基礎みたいのがあるんですよ。歩道というか、あそこ真っ直ぐなっていますけど、真っ直ぐのあたりにそういうものがあるんですけども、そういうものも含めて直すのか、ただ舗装の部分だけを直すのか、教えてほしいのと。

それから、中通りについてはやはり点検させていただいて、一時期は、町もシンボリックな施設というか、そういう扱いもしていただいたんですけども、カラー舗装ももうすっかりはげ落ちてしまって、下手すれば、それが段差になっているというような状況もありますので、できれば早急に補修をしていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それと、車両の購入なんですけど、今回、ダンプトラック、それから土木作業車の購入費がもらわれているんですけど、この土木作業車というのはどういう車なんですか、6人乗りの3,000ccとなっていますけど。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 申し訳ございません。

まず、歩道の改修工事でありますけれども、実際にここを利用している住民の方々に直接現場でお話を聞いたり、そういうふうなことをして、整備を図ることをまずしてきたんですけども、そういったところでは、植樹ますですね、こういったことを、彩りというんでしょうか、非常によろしいんでないかと思っております。ですから、こういった部分の段差の解消はもちろん図りながら、こういったことはできるだけ残す形でいきたいというふうに考えております。今のところ、カラー舗装については、ちょっとまだ検討はしていないんですけども、スクールゾーンとして適切な形で検討してまいりたいなというふうに思います。

それから、建設機械整備事業でありますけれども、平成27年度は土木車両、ダンプト

トラックと、それから土木作業車なんですけども、これは維持の作業員が日常使う機材、スコップであるだとか、アスファルトであるだとか、そういったものを積める荷台があり、かつ職員が乗車できる車、イメージ的にはJRさんで青い小型のトラックというんでしょうか、荷台が比較的大きくて、乗車も6人程度乗れるという車なんですけども、これの入れ替えになります。ダンプトラックは、追加配置というふうになります。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 まず、今話に出た真栄大通整備事業だったのですけれども、200万円、国が130万円で、一財が70万円。これ3カ年にはどちらに載っていて、あと、ことし何メートル、先ほど100メートルと言われていたんですけれども、今後どれだけの事業量があるのか。3カ年事業計画とかにちょっと見当たらなかったんで、教えていただきたいというふうに思います。

あと何点かあるんですけど、まず、それから教えてください。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 3カ年実施計画、第6次でありますけども、15ページに、1の交通安全対策の推進の二つ目、町道歩道改修事業、これのH27歩道改修100メートル事業費200万円、これが相当する内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、27年から来年が250メートル、再来年も250メートルという予定は、これは全て真栄大通の整備事業というふうに理解していいのか。それとも、まだほかにもこの中には入ってくるのか。3カ年との整合がちょっと分からないものですから、教えていただきたいなというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まず、27年度は今お話ししたとおりで、28年度は引き続き真栄地区の、これは3条通というんでしょうかね、今度はあそこを右折する、小学校側に行く道路の消防側、小学校のところからN T Tの建物を越したあたりまでですね、交差点を突っ切って。これが28年度。加えて、28年度は、湖南地区も何とか整備をしていきたいなというふうに考えておまして、今の28年真栄地区は150メートル、湖南地区は何とか厚岸小学校の付近、学校側の桜通り、ここを100メートル計画しております。

29年度は、再び真栄地区の先ほどの、今度は28年の分の反対側の歩道、同じくこちらは150メートル。加えて、29年度、湖南地区も、今度は福祉センター前から厚岸小学校まで、カーブですけれども、これを約100メートル。3カ年ではこのように計画しているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 分かりました。

ただ、やはり3カ年計画で、私たちも将来事業計画を見る中においては、もう少し箇所や何かというものがわかるような表記というものをしてほしいなというふうに思うんですよね。それについて、今後7次以降の3カ年の中で、ぜひ表記していただいたいなというふうに思いますので、お願いします。

それで、ページ戻りまして、それじゃ次に、松葉町通ほか整備事業、こちらはオーバーレイということで、3カ年のほうにも4路線分のオーバーレイが載っているんですけども、それで、その上には町道路面性状調査委託料というのがあって、一昨年もたしか国の予算がついて路面性状調査というものをやられて、このときに道路通行危険とされていた2路線、筑紫恋道路や、あと奔渡湖岸道路というものが危険というふうに判定された中で、昨年も今回もオーバーレイ工事が進められていく、危険となっているからもっとも進捗度を高めてほしいというふうには私どもも思うんですけども。

それで、今回の町道路面性状調査委託、これはどこの路線をやる予定なのかを教えてくださいたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 先ほどの歩道の改修部分の明示については、次年度以降検討させていただきます。

それから、路面性状調査でありますけれども、数が相当あるんですけども、16路線くらいになりまして、住の江町通は、残りの部分、これ全て行いたいと。それから、前回やった筑紫恋通は、これは終わっております。それから、松葉町通は残りの路線をやっていきたいということで、あとは延長の長いところを申し上げますと、桜通り、それから、次に長いところでいきますと、港町3条通、真栄3条通、真栄は1条通も行います。湾月町通、若竹町通、全部言ったほうがいいですかね。（「いや、いいです」の声あり）いいですか。全部で16路線というふうに考えています。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうですね、16路線もあるんで、今の段階ではちょっと書き切ることもできないんであれなんですけれども、少なくともまずこの調査をして、それで路面性状が悪いといったところについては、今度また国の予算をいただきながら、オーバーレイとかも積極的に進めていかれるんだというふうに思いますので、それについてはぜひお願いしたいと思うんですけども、ただ、やはり悪いところというのは、危険度判定というか、そういうものが高いところについては、少なくとも優先順位を高くして、整備していかなければならないんじゃないのかなというふうに思いますので、そこら辺の配慮は今後していただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

次に、またページ戻りまして、道路橋梁管理ということで、聞かさせてもらいますけれども、一般町道の管理がここに当てはまると思うんですけども、路線的には梅香町の町営住宅、裏の通りですね、翔洋高校の寮や、また住宅などがあるところに行く道路なんですけれども、あそこの側溝関係というものが、非常に山側からの水が全然受け切れていないような状態になっているところ、恐らく課長も現地は確認してわかっていると思うんですけども、あそこ、結果的に山の水が受け切れないものですから、側溝が機能していないものですから、民家のほうにも流れていってしまっているような状態があるんですけども、そこの維持作業というものが地域の住民のほうから求められていると思うんですけども、ことしの道路橋梁管理の中で、何かしらの対策をとるようなことは考えているのかどうか、それを教えていただきたいと思います。

(「休憩お願いします」の声あり)

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します。
建設課長。

●建設課長（松見課長） 申し訳ございません。

その箇所につきましては、昨年、現地調査といいますか、確認をさせていただいております。そのことにつきましては、側溝の清掃はさせていただいております。少し水通りはよくなったという状況でありますけれども、今年度さらに状況観察をして、新たな検討が必要だというふうに考えておりますが、今のところ具体的な施工方法については、まだできていない状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 現地、治山施設の排水が道路で受けるようになっているんですけども、結果的に結構な水が常時流れているような状態なもので、側溝が詰まって、それがあふれて、道路斜面側の角の家のほうに水が流れていってしまっているという状況があるものですから、やはりそこら辺の状況を踏まえた中では、ただ、あそこ側溝がもう既に上がってしまっているような状況も見受けられるのかなど。道路の水というものが、その側溝では受け切れていないというふうにも思うので、やはりそこら辺をきちんと経過観察の中で、今後の維持作業というものを計画的に行っていただきたいというふうに思うので、お願いいたします。

それと、あと臨時職員というのが道路橋梁管理で1,589万4,000円いるんですけども、

この4月1日からの臨時職員の募集というのもあるんですけども、ここの募集の中に側溝維持補修等作業員というふうになっていて、これがこの作業、この業務を行う臨時職員としてなっているのかを確認したいと思います。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 現地の状況をよく観察して、改善対策を検討してまいりたいと思います。

臨時職員でありますけれども、この維持補修作業、ここでいうと6名の方であります、この方たちは通常道路維持作業をする、冬期間の除雪作業にもかわる方で、6番目に散水、草刈りに伴う補助作業とありますけれども、この一面につきましては、別途夏の期間この特定の業務に補助員として募集すると、そういう内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、除雪対策費と費目がまたがった雇用というものがここではされるのかなというふうに今は聞いたんですけども、それでいいのかなのか。

あと、この作業員というものの、ここでは募集の内容の中では補修等という等が入っているんですよ。等というのは、先ほど言われたような道路の維持作業、そしてまた側溝清掃とか草刈りとかも、道路の維持作業と言ってしまうとそれまでなんでいいんですけれども、それ以外の業務というものは、ここの臨時職員がやることはないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 費目の関係でございますけれども、冬期間の除雪においては、除雪費のほうで予算を計上させていただいているということでございます。

それから、舗装など、舗装等の補修といいますか、ここでは道路しか書いていないわけでございますけれども、道路だけではなく、橋梁であるだとか、時には河川も含まれたり、そういった部分では費目がどうなるということになるかもしれませんけれども、そういった全般ですね、道路、それから公園なども、そういったものも含まらざると、作業的にはそういうものも入ります。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうしたときに、雇用のときに、それらの業務、作業の内容というものは、しっかりと職員のほうには周知はしているのでしょうか。どのような作業をするというものというの、しているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 当然、労働契約といいますが、そういった示すべき条項になりますので、お示ししているというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 何でも等の中に含まさっているから、何でもかんでもというものでもないと思います。そしてまた、費目的に、そのようにやられている、委員長、すみません、ちょっと先のほうにも出ちゃうんですけども、河川管理のほうにも、実際には先ほど言われたとおり、河川の維持作業というものもされるというふうに言っているんですけども、そちらのほうには臨時職員の費目というものが無いといったときに、みんな道路橋梁管理のほうの費目で雇用した人が、そちらのほうの作業にも行くというように、やはり一番心配するのは、現場管理というものがどのようにされるのかということになると思うんですよ。

道路管理と河川管理というのは主体が違うので、当然管理者も当然変わってきますので、当然現場監督という業務に携わる町の職員という者がしっかりといななければならないというふうに思うんですけども。そしてなおかつ、河川管理のほうでは、人件費が上がっていないとなると、河川管理総体としての予算、維持管理に対する費目の算定というものができなくなるというふうに思うんですよ。やはりしっかりと、そちらのほうでもかかる費用というものは、ちゃんとそちらのほうでも費用として計上した中でやられたほうが良いというふうに思うんですけども、その点についてはどのように考えているでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 現場管理につきましては、まず私も建設課の中で本庁舎で朝礼を行い、さらに現場ではそれぞれまた朝礼を行っていて、当日の業務日程というのを確認し合う作業をしている中で、臨時職員のほかに正職員が1名配属されております。加えて、本庁の管理維持係長も現場に出向き監督しているんですが、中心的には正職員の方ですね、その方が中心に現場管理しております。こうやって管理維持係長も加えた中で体制をとっておりますし、さらに課長補佐も現場の管理ということで携わっていただいているところであります。できるだけその日の労働場所を分散させるという不効率なやり方ではなく、きちんと管理された中でやっていくという方針で挑んでいますので、まずはご理解いただきたいなと思います。

それから、おっしゃるとおり、道路橋梁管理の中には、河川管理含まれておりません。おっしゃるとおり業務別に予算を見ると、そういった一定の比率を掛けるなどして予算を見ることになるのかなというふうにも思いますが、現状では道路の維持補修、トラックを運転して走るのも道路走るということで、少なくとも河川を中心に1カ月、2カ月業務が組まれるという状況はない状況なんです。そういった中では、現状のまま、これまできた道路橋梁管理の中で予算執行させていただければなというふうに考えていると

ころでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 一般財源の中でのやりとり、まして款も同じところといった中ではそうなのかもしれませんが、やはりそこじゃだめかなと思うんですね。しっかりと国のほうに、河川管理のお金はこれだけかかるんだ、道路管理のお金はこれだけかかるんだというものを言っていく上でも、しっかりと費目の分散というものをやはり考えていったほうがいいんじゃないのかなというように思います。

先ほど来、監督員という者の職員がいるというので、常に張りついているということで安心したんですけれども、少なくとも苦情処理というものについても、臨時職員がやることのないように、全て苦情処理というものは職員が行うような中で、ただでさえも道路の維持管理というものは、本当に町の中に出て、いろいろな交通誘導や何かもあったり、いろいろな中で苦情や何かがあるようなこともあります。ただ、労務管理としては、しっかりと苦情の処理というものは職員が受けるという体制の中で、常に監督員が現場のほうに張りつくようなことというものを心がけていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 予算の計上の仕組みにつきましては、今後の課題とさせていただきますと、ご了承いただきたいと思っております。

苦情処理、もちろんそうでございます。臨時職員にはさせないようにしております。ただ、苦情を聞いていて、私どもがそれを知らない限り、臨時職員が背負ってしまうこととなりますので、そういうことにならないように、あくまでも職員のほうで対応するというのを臨時職員に再度お伝えしながら、職員による苦情処理対応という方針で今後も挑んでいきたいというふうに思います。

（「はい、わかりました」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、1目ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

2目道路新設改良費。

9番、南谷委員。

●南谷委員 7款2項2目道路新設改良費でお尋ねをさせていただきます。

259ページ、太田門静間道路整備事業2,500万円。そして、その次のページにも2億1,300

万円ですか、3カ所載っているんですよ。263ページにも1,600万円と。例年、調査費、事業費とあって、大体このくらいの数字載ってきて、ことは特に多いんですけども、それで、この実施計画の説明書、それからこの図面を、いただいた図面を拝見させていただいたんですけども、これだけあれば、三つもあるんですから、十分理解できるのかなど。残念ながら、僕ちょっと理解できないところあるんで、お尋ねをさせていただきます。

まず、せっかく図面をいただいたんですけども、この図面、場所の特定、太田門静間道路整備事業の、丸三つの事業がそれぞれ書いてあります。それに相応してこの3点が掲示をされているというふうに理解をしたんですけども、場所の特定と、この黒い線では、どっからどこまでなのか、おおよそここだなというのはわかるだよ、太田くらいは頭にあると思うんですけど、私は残念ながら、この三つの事業がどっからどこまでなのか全然できないんですよ。もう少しせっかく書類出すんですから、もっとわかりやすいような図面を出していただきたいなと思います。

それで、改めて何うんですが、この黒い線で、上の丸から下の丸までの線、太い線ありますよ。これを含めて、それぞれの事業の、平成27年度に行う事業がどっからどこまで、もう少し具体的に説明を求めます。

(「休憩お願いします」の声あり)

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時52分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します。

9番、南谷委員。

●南谷委員 すみません。それじゃ、図面ができた段階で説明をしていただくということで、ありがとうございます。

それでは、次に進めてまいります。

この事業の関係ではないんですけども、263ページ、苫多道路整備事業10万円の計上でございますが、この図面を見ますと、2,000平方メートル、土地の用地購入でございます。苫多道路の整備事業になっているんですけども、これもどの辺の位置なんだものか、この事業について、もうちょっと詳しく説明していただきたいんですが。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 苫多道路整備事業の箇所につきましては、神社がございまして、その下側の位置になります。

これは、特に道路改良整備を行ったところなんですけれども、その海岸沿いの斜面が崩壊するおそれがある、浸食が著しいということで、そうすると、道路の基礎となる部分が安全ではないということで、法面を整備しようという内容でございます。それに伴って、必要な用地買収を行うというのが27年度事業であります。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 地滑り地帯を、そうすると用地買収なんですけど、単価が10万円で、相当だけ計算したら結構な坪数なんですよね。細長く道路沿いにということなんですか、のり面も買収するからこの坪数になるのかなと、2,000平米。横に長くなるからなのか、それとも下に行くからこういう坪数なのか、その辺ちょっと教えていただきたいなと思います。

それから、あわせて、この図面の説明を求めます。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 二人に分けて、答弁をさせていただきます。

まず、一つの用地購入の場所でございますけれども、今回、法面については現在民有地というふうになっております。これを町が取得して、そして工事を行うということで、法面部分を購入するという内容になります。

●委員長（佐藤委員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） 続きまして、町道太田門静間道路の施工箇所の説明でございます。大きく分けますと、平成27年度国債、平成26年度国債の箇所がございます。初めに、平成27年度については、全体の図面の右側部分が対象となるわけなんですけれども、実施設計という区間があります。内容として、在来路盤圧の調査、道路詳細設計、構造物の予備詳細設計、地質調査、用地確定測量、これを平成27年度の予算で行う内容となっております。

次に、図面左のほう、国道44号側なんですけれども、左から二つ目の区間、平成27年度国債ということになっております。これは、平成27年、平成28年の2カ年の工事となる内容です。道路の改良舗装工事として延長637.32メートル。ここの区間の右側、これが平成26年度国債、平成26年、平成27年の2カ年で行う内容でございます。道路改良舗装工事として、延長500メートルという内容でございます。

また、改良舗装工事のほかに、道路北側に平成26年、平成27年、のり面对策工事、これが平成26年度国債工事となっており、またさらにもう少し、この図面の中央部分、橋梁の擁壁工事として26年度国債、これは平成26年、平成27年の2カ年工事という内容でございます。

（「分かりました」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、2目ございませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 一つ、人件費のことでお伺いしたいんですけど、この道路新設改良費に職員の給料が計上されているんですよね。そして、我々がもらった資料に給与費というのがあるんですけど、そのほかに今度、性質別の資料があるんですけど、それから一般会計歳出予算性質別の給与費、こういうものをずっと見ていって、こちらの6ページの資料を見ますと、ここには土木費を見ますと、報酬はありますけど、給料だとか、手当だとか、そういうものは計上されていないんですよね。こういうのはどうやって見たら、非常に我々が分かりやすくあちこちにちりばめられたこういう人件費を見ることができるのか。これは非常に私にすれば難し過ぎて、全体の人件費をはかり知ることができないんですけども、どういうふうになっているんですか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 予算書の調整と、予算資料全般にわたるご質問でありますので、私からお答え申し上げたいと思います。

まず、人件費の資料、6ページでございます。ご質問者おっしゃられるように、確かに土木費では報酬しか載ってございません。ですが、予算書の説明書の中では、事業費支弁人件費で載っていると。これがどちらに、どこに入っているのかということでございますが、予算書の265ページを見ていただきたいんですが、事業費支弁人件費（投資）と書いてございます。642万4,000円です。（発言の声あり）

もう一度申し上げます。この説明欄のところの事務事業名ですね、事業費支弁人件費（投資）と書いています。予算は642万4,000円です。これは、性質別区分では、投資的経費という扱いにさせていただいています。なぜかと申しますと、先ほど来、ご質問ありました太田門静間道路整備事業、例えば1ページ戻っていただきたいと思いますが、太田門静間道路整備事業27国債1,616万8,000円、これも投資です。この中に給料、職員手当等入っています。もう一つ戻っていただければ、太田門静間道路整備事業26国債にも、同じように給料と職員手当というのが入ってございます。

それで、補助事業では、人件費が補助対象になるということで、この事業の中に置かせていただいているんですが、例えば工事期間内のその職員の、工事期間内は人件費として見ることで見るんですけど、工事期間外は同じ職員でもこの仕事に携わっていても補助対象になりません。その部分を最初申し上げた事業費支弁人件費のほうに残りを計上させていただいているんです。それで、この人件費は全て投資的経費という扱いになります。それで、先ほどの予算資料の人件費のほうには載らないということです。

それでは、どこに載っているかということでございますけど、予算書の説明書の369ページを見ていただきたいと思います。369ページです。

ここは、給与費明細書ということで、一般会計に係る特別職、それから一般職等の全ての人件費相当の部分を職員給与とか、報酬だとか、そういったもの全てを載せており

ます。この中のところで、369ページの下段のほうに、2、人件費総額は次のとおりであるという表記があります。この中に、①特別職等と、次に②一般職等のところの真ん中ほど見ていただきたいんですけど、最初に、給与費計上分、これは科目でいうと給与費という意味です。次に、選挙執行に係る超過勤務手当、統計調査に係る超過勤務手当、給付金給付に係る超過勤務手当の次に、事業費支弁人件費4人、2,664万5,000円という特記をさせていただいています。この部分が、投資で見ている部分の人件費ということになりますから、これを足して、全部一般職の給与は、14億435万8,000円になるんだというふうに、ここで整理させていただいていますので、全般見る場合はここで表記させていただいていますので、ご理解願いたいと思います。よろしく願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 わかりました。

それじゃ、今度事業のほうで質問させていただきたいんですが、今回、私は太田門静間道路の事業については、事業全体は非常に理解できるんですけども、依然として私は水害対策だとか、そういうものを含めると、この事業に対して全て納得できるというふうなものではないというふうに以前から思っています。やはり、上流部分の住民、あるいは門静地域の水害等が十分配慮された内容にはなっていないというふうに考えるんですけども、これは、私はこれだけ国のお金を引き出すことができる事業でありますから、それは十分に安全を確保された上で事業を進めていくのが本来ではないのかなというふうに考えるんですけども、そちらには一向に改善の方向が見られないんですが、これはどうしようもないことなのかどうなのか、お伺いをしたいというふうに考えています。

それから、今回、太田2号道路の防雪柵整備事業、これは調査費を見ているわけですけども、町内の雪況状況というか、これで今後もこういう対策が必要になってくる道路は、町内はこれだけなのか、今後さらに対策をとらなければならない道路が出てくるのかどうなのか。道路によっては、防雪柵でいいのかどうなのかということもあると思うんですよね。そういうことも含めて、今後そういう調査をしなければならないのか、ことは特にそういう状況が続いておりましたけれども、そのあたりではどういうふうに考えているのか、お伺いをいたします。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 太田門静間道路、これまでも議会の中でもいろいろと答弁をさせていただいておりましたが、そのことについての状況の変更については、現在までないということでの今回の予算計上というふうになっております。

それから、太田2号の防雪柵でありますけれども、これは、今般一般質問でも出されていたんですけども、太田の雪況状況の中で、特に2号線というのは、集中した対応が必要ではないかということをございまして、私どもの日ごろからの状況からすると、この路線、やっぱり優先的にすべきだというふうに考えております。現在は、他にはト

ライブツでもやっておりますけれども、過去にも片無去、いろんなところで防雪柵は設置しておりますけれども、今回はまずは太田と、それから他の太田2号以外のことについても検討が必要だということで、加えて片無去、そちらの方面も、これはまだまだ雪況調査が必要な箇所はあるというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、防雪柵を雪況調査というか、防雪柵を設置していくということについては、今回は、27年度でやるのか分かりませんが、その後、まだこれから継続して調査をしなければならないという地域が町内にはまだ相当あるというふうに理解していいんですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まだこの先も調査を続けていく必要がある路線はあるというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それは、今後予算化されていくのかどうなのか、お伺いいたします。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 太田2号道路を着手しますと、それは短期間での施工は、予算の関係上、難しいのではないのかなというふうに思います。それで、そういった、また路線も結構長いもんですから、そこら辺、執行状況見ながら、今後の予算はどうするか、あるいは事業計画はどうするかということになるかと思しますので、現状では、太田2号を後に、計画的に今お示しするというのはちょっと難しいのかなというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 他に、2目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

3目除雪対策費、ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3項河川費、1目河川総務費。

6番、堀委員。

●堀委員 河川管理なんですけれども、総額で39万2,000円。厚岸町には、いろいろと議論にもなっている旧尾幌川初め、大別川にも排水路がありますし、農業用の排水路というものが尾幌地区にもたくさんあると思うんですけれども、それらの管理、この39万2,000円とといった中で、十分管理ができるというふうに考えているんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 予算書の39万2,000円の主な、ほぼ半額を示しているのが行政業務委託料ということで、尾幌川、それから門静防潮堤と、こういったところの水門等の管理になっております。他の消耗品、それから賃借料、原材料費というのが、あらかじめ年度当初に予定といたしますか、具体的な業務量はないんでありますけれども、まずは計上させていただいて、修繕等の必要性が発生の都度、補正対応とか、そういった検討をさせていただいているところでございます。これで全てが管理できている状況ではないということをご理解いただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 農業用排水路、約28キロぐらいもあるといったものは、一般質問の中でも答弁としてあったんですけれども、少なくとも定期的なきちんとした草刈りや、また底ざらいというんですか、そういうような流況を確保するような維持管理というものは、毎年同じ28キロ全てやれとは言いませんけれども、少なくともある一定のサイクルの中でそれらの管理というものが行き届くようなことをしていかなければ、逆に山の中の排水路とかであれば、壊れていてもなかなか目が行き届かない。そしてまた、そういうところに限って水害等が起きたときには、その破損箇所から大きな被害が生じてしまうというようなこともあるので、やはりしっかりとした河川管理というものを考えていただきたいというふうに思うんですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 農業排水路の部分で、先ほど28キロということをごさいましたので、その部分については、私のほうから答弁させていただきたいと思っておりますけれども、28キロの農業排水路につきましては、現実的にその管理を、きちっと草を刈って、床ざらいをしてというのは現実的には無理な状況でございます。国、開発局と開発建設部のほうから委託を受けている部分では、地元の、当然、農業排水路には受益者がおりまして、その受益者がその農家の方が受益者になっております。その方たちと協力をしながら維持管理をきちっとしてくださいというふうなことになっております。その部分、今までなかなか整理ができていなかった部分でありまして、それと受益者がどんどん減ってきているというふうな状況もあります。そういうことも含めて、今後農

協さん含めて、協議をしていかななくちゃいけないというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 現実的に無理だというのは、何が無理なんだろうという話になりますよね。現実的に無理だと。維持管理するのが無理、大変危険で、人が入ってできないから無理なんだと言うんでしょうか、それとも何かしらの無理な理由というのがあるのか。そしてまた、今後しっかりと維持管理組合というような形の話だと思うんですけども、ただやはり維持管理組合自体は、もともと7戸とか8戸とかあったものでも、どんどん離農などによって戸数が減っていつてしまっているわけなんですから、そういったもので大変地元だけに任すというふうには実際にはもうならないような状況になっていると。そのような段階の中で、じゃ何が無理なのか、それについてしっかりと教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 28キロを、実際に草を刈って、床ざらいをするというようなことは、今の状況では無理な状況であるというふうに考えております。今の状況で、水の流れですとか、そういうことに影響がない部分もございまして、影響がある部分についてはきちっとそういう対応もしていかなければならないということになってくると思います。そういったところを、地元のほうとも協議をしながら整理をしなければいけないというふうに考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、延長が長いから無理なんだという、だから私が言っているのは、28キロを一遍に毎年やれとは言っていないわけなんですから、少なくとも10年なら10年の中で、毎年2.8キロずつでもやっても10年間で28キロなんですから、少なくともそのようにしてでもやっていくようにしなければならぬんじゃないんですかということをおっしゃっているんですよ。

万が一、河川の流用面積の半分ぐらいが埋まっているようなところで、大雨が降って、じゃその河川があふれましたよ、それが家屋や何かに被害を及ぼしたよといったときに、当然管理者としての維持管理者としての責任というものが当然生じると思うんですよ。少なくともそういういった中では、管理している河川についてのしっかりとした状況把握と維持管理というものをしてもらわなければならないというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 幹線明渠の部分で大きな明渠の部分、それから割と小さめ

の明渠の部分、いろいろございます。そういう中で、措置に影響のあるような部分についてのところは、実は多面的機能支払交付事業というのがございます。これは農業のほうの191ページのほうにそういった事業を載せておりますけれども、その協働取り組みの中で、実はそういう水路のものもできないかというようなことは、地元のほうと協議をさせていただいております。ただ、なかなか受益者との関係もありますし、それにすぐ行くというような形には今現在なっておりません。そういう中で、少しずつでもそういうことを進めていきたいなということでは、今考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 ちょっと農業排水路のほうばかりの話になってしまっていて大変申し訳ないんですけども、ただ、今まで受益者がたくさん張りついているような集落であれば、農業関係の事業などを興した中で問題解決というものもできたと思うんです。ただ、やはり集落的に人口がどんどんどんどん減っていつてしまっている中で、公共物だけが残っていつているときに、じゃそれを投げておいてというふうにはならないと思うんです。少なくとも、そこにはまだ残っている人がたもいるということを考えてときには、しっかりとした維持管理というものをやはり早急に考えていつてもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 維持管理、当然、災害等あった場合に、その維持管理も問われることは一昨年の農業排水路の災害のときも問われるような部分で、そのときに改めてそのことも認識させていただきましたし、今後もそういった管理の方向性を検討していきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 他に、1目。
10番、谷口委員。

●谷口委員 最近、爆弾低気圧だとか、ゲリラ豪雨だとか、非常に河川管理をされる担当は大変ではないのかなというふうに思いますけれども、何点か質問をしていきたいというふうに。

順番に聞いていきたいんですけど、河川管理で尾幌川の樋門・樋管の管理、それから門静防潮提の水門管理というふうにあるんですけど、それとは関係なく、尾幌1号ですか、あれのそばに門静の沼というか、あちらに抜ける樋門みたいのがあるんですけど、あれは生きてるものなんですか。もう全然格好はあるけれども、用を足していないものなんですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 国道から国道44号のお寺の下から太田門静間道路を通過して200メートルぐらいのところでしょいか、右側に門がついております。これは常時開けている状態で使っているもので、現在、操作はしていない状況であります。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 あれは、何のためにあるんですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 相当古くから設置されているもので、門静集会所裏のほうに厚岸側から、あるいは太田側から相当な水が流れ込んできて、その水門の手前が実は調整池みたくなっている状況なんですね。そこで一旦とめて、それを川に出す役割というふうになっております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、出す役割だつて、役割があるからあの施設があるわけですよ。今聞いていると、常時あけっ放しで、何か調整池も、今はだんだん何か見ていたら、以前はかなり大きい沼みたいに見えたんですけど、もう相当沼ではなくなってきたのではないのかなというふうに思うんですけど。

それと、下水としての排水ありますよね、前浜に抜けるね。その辺の関連みたいのは今どうなっているんですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 余り思い出したくはないんですけども、平成25年9月の大雨のとき、私、まだ建設課に来る前ですけども、そのときに門静地区集会所が冠水し、国道も冠水してしまったということでもありますけれども、それがあそこに来る前には、あの状況になる前には、調整池は大きな役割を果たしていたんだと思います。川の水があふれて、道路の上に来て、そこで一旦とまっている状態であります。そういった意味でいうとは、調整池としての役割は一定程度果たしたんだらうなと思います。その後、その水が耐えきれず、柵渠の中に潜り込んだと。柵渠もあふれた、飲み込めない量だったんですけども、その柵渠自体に、ちょうど集会所の裏側が調整池から水を受け取る入り口となっております。今1カ所あるんですけども、そこから水が厚岸湾に注がれている。これは、勾配もきちんとしていますので、きちっと役割が果たされているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員　それで、今の課長の説明では、柵渠といいます下水道なんですね、排水の、雨水排水。これがきちんと果たされているというのに、どうしてしたら門静地区は冠水してしまったんですか。

●委員長（佐藤委員）　建設課長。

●建設課長（松見課長）　予想以上のという言葉も使ってはいけないんでしょうけれども、柵渠という下水道の雨水処理施設なんですけれども、あれ自体がそれほどまでの雨量を計算したものではないということでありまして、それでは飲み込めなかったということでございます。

●委員長（佐藤委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　そうすると、問題たくさんありますよね、あそこの関係でいうと。旧尾幌1号川が増水したら、その水が沼のほうに流れてきて、沼で調整しながら柵渠を伝って海に水を排出する、そういう役割をあそこでは果たしているんだというふうに今説明されましたけれど、残念ながら、雨の量というのははかり知れないもので、そこまで想定をしていたけれども、それが及ばなかったということで門静地区が冠水、浸水をしてしまうような状況になったということの今説明だったと思うんですよね。

それで、あれについては、今度、太田門静間道路がさらにかさ上げされますよね。そうすると、今ある樋門というのか、何というのか、分かりませんが、それ自体の旧尾幌1号川とその沼といったらいいのか、調整池というのか、分かりませんが、それを結ぶものが今後も機能を果たしていくのか、きちんとね。増水した場合にどうなっていくのか、一定程度は調整池、沼のほうに入れて、それで調整するような仕組みになるのか、そして柵渠といいましたか、そういうものできちっと排水ができる、そういう仕組みをあそこではできるのか、今後、何らかの工事をしなければならないのか、そのあたりはどういうふうに考えているんですか。

●委員長（佐藤委員）　建設課長。

●建設課長（松見課長）　ただいまのご質問の件につきましては、今回、新年度予算の中で旧尾幌1号川ほか調査事業というものと、それから門静尾幌地区冠水対策事業として若干の予算を計上させていただいております。

こういった中で、まず旧尾幌1号川の流域でございますけれども、相当広いものと、議案第4号の説明資料という形でお配りをさせていただいたんですけれども、相当広い範囲であります。こういったところの水がどのように流れてくるのかという、そういったことのまず調査をしなければ、抜本的な対策というものは検討することができないだろうというふうに思っております。じゃ今回の門静尾幌地区の冠水対策は何なのかというふうになってしまうわけでございますけれども、これは今できることということで、また私考えております。

先ほど私ちょっと言い方が足りない部分がありましたので、追加して説明させていただきますが、調整池あって、それを経て柵渠ですけれども、柵渠はあらかじめ川があふれた部分を飲み込む設計は想定しておりません。通常の山水というんでしょうか、そういった分の範囲で計算されておりますので飲めなかったということで、では今回の、今できることは何なのかということでもありますけれども、柵渠自体が平地よりもちょっと高くなっております。入り口には来るんですけど、門静側からはこのぐらいの幅で飲み込むところはちゃんとあるんですけど、横からの部分がちょっと高くなって、地面より高くなっています。ですから、調整池、それがあふれないと柵渠に流れないかもしれないですね。手いっぱいあふれてから、ここへ行くもんですから飲み込めないという状況が分かっているんで、調整池をあふれさせないうちに飲んでしまおうということで、柵渠に3カ所、管を入れたいと、そういったことを実は今回考えております。

しかし、それが万全ではないというふうに思われますので、改めて旧尾幌1号川ほか調査事業で、その河川の状況、この中にはそれを解決するためにはどのような方法があるのかについてもご提案をいただくような予算計上をさせていただいているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 大体分かってきました。

それで、結果的には、あそこ道路ありますよね。昔のデッキに行くというか、農家の道路でもありますから、そこに以前は橋があったんですけど、今はなくなってしまっているということで、それを超える工作物を今考えているというふうに理解していいんですか、その何か管を入れるというのは。それとも違うんですか。今、この太田門静間道路のデッキに上っていく道路に橋があったんですけども、それでなくて、まだ違うものをつくるということですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 柵渠があって横に、門静集会所の裏、横に走っているんですね。西から東のほうへ。この山側からあふれてくるんです、調整池が手いっぱい。あふれる前に柵渠の横に穴をあけるということで、60センチの太さの管をそこに差す。その管は長いものではなく、すぐ柵渠の隣に設置するもので、新たな工作物をつくるというイメージではなくて、柵渠に空洞を三つつくる。そこに筒を差し込むということ、そういった施工でありまして、あそこの調整池自体を何か改造するだとか、工作物をつくるのかというものには、今考えておりません。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、今こういうふうにあるやつに、横に三つ管を入れて、そこから飲み込むようにしますよということなんですね。そういうことなんですよ。

それで、十分ね、調整池と柵渠の、柵渠といいますか、要するに下水道の雨水排水溝というか、それに飲ますということなんでしょう。違うんですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） その下水の処理施設に飲ますということは飲ますんであります。ただ、これで前回の雨量は処理できません。どういう効果があるのかと申し上げますと、前回をあふれてしまうまで一定時間かかったんです。あふれたら一気に来たんです、と思われ、逃げるところがなくて。今回は、あふれる前に少しずつ抜いてあげると、調整池が満杯になる前に少なくとも避難するだとか、そういう対策を講じる時間延長ができるんだと。穴あけても、同じ雨量だと、恐らく飲み切れない。現在の柵渠の太さでは行けないというふうになりますんで、同じような冠水に至る時間を少し稼げるというふうなんでしょうか。今回は、残念ながらそこまでしか及ばない工事だというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 だんだん分かってきたんですけど、そうすると、結果的には、ああいうのが来れば、時間はちょっとは延ばせるけれど、冠水は防ぐことはできませんよということになるんですね。今の答弁でいくと。

私は、もう少し今の下水道の雨水溝というか、そういうものの延長をすべきではないのかな、あるいは調整池と結びつけるようなものにすべきではないのかなというふうに、あの地域の人たちもそういう要望も強いんですが、そういうことをするのかというふうに考えましたら、そこまでは考えていないということなんですね。

それから、尾幌の、門静のあの一帯が浸水、冠水するということで、それまでも、以前には尾幌のオービスある、オービスありますよね、国道の辺に、オービスの向こう側でしょっちゅう道路が冠水していたんですよ、鉄橋があって、線路と近くてね。あの川の管理というのは、どこがすることになっているんですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まず、川の管理、これは普通河川でありますので、厚岸町の管理というふうになります。

それから、調整池を結ぶという案でございますけれども、これらも含めて今回行わせていただく旧尾幌1号川ほか調査事業によって、もしかしたらそういう提案もされてくるかもしれませんが、現在はこの手法に今絞った対策を講じるという段階には至っていないということで、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 川が無数に厚岸町の場合はあるということで、非常に大変な状況だと思うんですよね。それで、河川調査をしようということで、この事業、太田門静間の道路、それから橋の工事、そういうものも含めて、ああいう地域住民にすると非常に不安な状況になっているということで、旧尾幌1号川の深さがきちんと保たれているのかどうかというようなことも含めて調査をしたいということ、以前答弁されていたと思うんですよね。

それで、今回のこの予算の中で、そういうものも含めて調査できるのか、そのあたりではどういうふうになっているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 今回も断面、いわゆる川の深さを調査しなければなりません。そういったことで、横断測量、そういったものを含めて測量が15点、全川ということではなくて、的を絞り込んだ定点でもって15点の測量が含まれております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 15点の測量というのは、例えば川の幅だとか、深さだとか、そういうものも含めて調査を行うということなんですね。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） ただいまのおっしゃるとおりの内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それをやった上で、次の何をやるべきかということが決まってくるんだというふうに思うんですけど、その上で、今回、門静尾幌地区冠水対策事業というのは、317万円ですか、予算計上されているんですけど、これは図面もらったのを見ますと、冠水対策事業、地盤の盛り土だとか、そういうものが含まれているんですけど、そうすると310万円、280万円と30万円の、それで何をやるのか、ちょっと教えてください。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 大変見づらい図面で大変申しわけなかったんですけども、詳しくであれば別途図面も用意できるかなと思うんですが、とりあえず、今回はこの図面で説明させていただきますけれども、まず、改修補修工事費280万円については、この図面中央の門静尾幌地区冠水対策事業、門静地区排水施設改修3カ所、そして排水管増設3カ所、もう一つ尾幌門静地区地盤盛土殖生工、これが上のほうに丸が線で引かれて6カ所の位置を丸で囲んであります。

まず、3カ所、排水施設280万円は、このうち国道の下側というんでしょうか、にある3カ所に、過去に門静の排水整備をした際に、排水溝が二、三カ所、結構大型のものなんですけども設置されております。これが壊れておりました。増水したときには弁が開き、畑から水を流すときは弁が開くシステムになっているんですけど、それが実は残念ながら壊れておりました。これをまず復旧させていただくために、3カ所、280万円であります。

そして、30万円につきましては、先ほど下水処理に施設でつくった柵渠に穴を三つつくるといふ部分、これが3カ所で30万円というふうに計上をさせていただいております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、この図面で見ると、一番右側がその排水管、3カ所穴をあけるというのが……（「排水管」の声あり）

そして、真ん中の三つが壊れた……（発言の声あり）

違うんですか。ここにあと五つ丸あるしょ。このうちの、どういうふうに見ればいいのか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 申しわけございません。まず、六つの一番右が、これが門静集会所の裏を指しておまして、柵渠の、いわゆる排水管増設3カ所です。太田門静の入り口の丸をちょっと飛ばして、左から五つ目の丸、これと左に1個飛ばして、川の上にある丸、その左上にある丸、これが排水施設であります。他の2カ所については、盛り土を行う部分の法面に植生を施して、そののり面を削られないようにするという工事を示しております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ただね、そうすると、あと1個、対策を講じなければならない民家というか、民有地があるのではないのかなというふうに思うんですけど、それはどうするんですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 門静市街地を抜けて、国道の橋というんでしょうか、いわゆる旧尾幌1号川を越える橋の右側に1軒住宅がございます。その部分について、居住者とお話をこの間までさせていただきました。やはりまだそこにお住みになりたいという意向を確認できましたし、町のほうで、何とかその一帯の浸水対策でありますから、そこだけ手をつけられないのは非常に残念だという思いで、その住宅の床上浸水を避けたいわけで、盛り土を施すというようなことを考えているところでございまして、ご本人もそういったいわゆる入り口に塀をつくるのであるとか、そのような今対策を検討して、

その方法でよければ、春先にでも進めていきたいというふうに今話し合っているところ
でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 分かりました。一人で時間とっているわけにはいきませんので。

あと、辺寒辺牛水系の治水・砂防施設についてお伺いしたいんですが、矢白別演習場
内の治水・砂防工事について、トライベツ川に巨大な砂防ダムをつくったということで、
自然保護だとか、そういうほうから相当の思案等もあったり、自然に対する影響が非常
に大きいということで、あの工事についてはスリットを入れて解決をしたと。ただ、そ
の後もスリットが入ったことによる効果が十分出ているかどうかという調査を毎年行っ
ているようでありましてけれど、一部河床にコンクリートが入っていて、流れが定まらな
いというようなことがあったんですけれども、それについては今どうなっているか、報
告等があるのか、それから調査しているのか、ちょっとお伺いします。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） これは、ただいま出ました、いわゆるトライベツダムのいわゆ
るスリットダムの上流から河口に、スリットから河口側に横構といたしまして、川の流れ
に対して木を横に置いていくと。いわゆる川の流れを少し落ちつかせるということ、魚
道といいますか、そういうのを荒らさないようにということだそうです。これは、いわ
ゆる専門家の考え方です。昨年、これはその専門家といいますか、その方た
ちから撤去したいんだということで、防衛局のほうにご相談があって、そのことを受け
て、私ども町のほうで昨年秋でしたか、たしか、撤去しております。その後も調査は続
けておりますけれども、そのときでは、それをとることによって、そうなればさらに川
の流れもよくなるというような、いわゆる専門家の方たちのご意見だったそうです。そ
れからまだ1年たっておりませんので、今後それを見るということで進めているのでは
というふうに私ども聞いております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それは直営でやったんですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 木を取り除くだけでしたので、直営で行わせていただきました。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 演習場内で、今そういう治水・砂防工事が行われているんですけど、私は最

低限のものでやっていただきたいなということなのですが、今回もらった資料を見ると、そんなに自然に対して大きな作用をもたらすようなものではないなというふうに考えるんですけど、ただ、演習場は国営施設でもありますし、そう言いながらもあの演習場内での大砲等にどういうものがあるのか、私たちははかり知ることができないんですよ。そういうことで、自然に対する影響というのは、どういうふうに出てくるのか、非常にわかりにくいんですけども、それらも含めて、やっぱり水質等の調査はきちんと行うべきではないのかなというふうに思うんですよ。結果的には、あの水系は全て厚岸港に流れつくことになっているわけですから、途中での魚の状態だとか、そういうものも含めて調査をしていってほしいなというふうに考えるんですけど、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） これまで長く辺寒辺牛川水系の工事を、これは防衛局からの委託事業ということで行っておりますけれども、昨年、私一緒に防衛局のほうに行ってきたんですけども、改めて今までやってきた部分、再度調査してくれと言われております。こういったことで、今までの取り組み状況、それから今ご提言あった水質の調査だとか、そこら辺、具体的にそこまで入っているというふうな、私、今確認できていないんですけども、防衛局としてはやりっ放しではなく、その影響調査も含めて、同じ地域の調査も行っていただきたいという方針で挑んでおりますので、今後もそのような対応を継続していただけますようにご要望してまいりたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） それでは、昼食のため休憩させていただきます。再開は、午後1時からいたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

1目、他にございますか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3目下水道費。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 5項公園費、1目公園管理費。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 6項住宅費、1目建築総務費。
10番、谷口委員。

- 谷口委員 住宅省エネ・バリアフリー改修費100万円。それから、住宅新築リフォーム600万円というふうになっていて、前のほうには太陽光なんかのもあったんですが、26年度実績、ちょっと教えていただきたいんですが。

- 委員長（佐藤委員） 建設課長。

- 建設課長（松見課長） まず、住宅省エネ・バリアフリー改修補助につきましては、26年、現在のところゼロ件であります。住宅新築リフォーム支援につきましては、あわせて26年度現在、37件という状況になっております。

- 委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 すみません。住宅耐震のほうも教えてほしいのですが。これ全部、26年度もやっている事業だったのでしょうか。今、住宅耐震、それから省エネ・バリアフリーも含めて。

- 委員長（佐藤委員） 建設課長。

- 建設課長（松見課長） いずれも26年度からやっております。もう少し詳しく申し上げますと、住宅エコが平成25年度から、それから住宅リフォームについても25年度から、解体についても、この中にも解体の部分入っているんですけども25年度からで、新築部分のみが26年度からというふうになっております。（「耐震の実績」の声あり）
耐震の実績は、現在26年度、ゼロ件であります。

- 委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 住宅耐震と、省エネ・バリアフリーがないのはどういうことなのか、例えば介護保険を使つての改修とかもありますよね。そういうものがあって、こういう実績なのか。その辺はどういうふうに押さえているのか。
それから、新築とリフォーム、解体、ちょっと件数、別々に教えてください。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まず、住宅耐震改修については、なかなか費用をかけて耐震診断してみようというまでに至らないんだらうというふうに思います。補助金の高低という問題もあるかと思いますが、まずは住宅耐震、全体の耐震よりも一部でも改修すること、いわゆるリフォームすることによって、その部分だけでも強化していきたいなというふうな気持ちが強いのかなというふうに思っております。

それから、住宅省エネ・バリア、これは国が進めるわけでございますけれども、やはりそこら辺も、そこまでというんでしょうか、現状で満足ということではないのかもありませんけれども、今よりも省エネというものを目指すというものがやっぱりまだなじんでいないのかなというふうに思います。

それから、先ほど漏れました、大変済みません。住宅リフォームが37件、それから済みません、新築でありました。8件であります。（「解体は」の声あり）

解体は、ゼロ件であります。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今やっぱり、耐震だとか、そういうことが言われておりますけれども、いろんな災害起きたときに特殊キーだとか、いろんな特殊放送だとか、そういうことがたびたび行われておりますよね。あるいは東北の震災、津波の被害があった後、4年がたったと。節目節目の時期に、そういう問題がたびたび淡路、阪神も含めてなんですが、行われているわけですが、やはり安全な住宅に住んでいただく、あるいは災害にできるだけ遭わない、そういう安全を確保するという意味では、町のこういう事業が非常に大事になってくるし、そのほかにも補助制度等があれば、やはりそれに対応されていくんではないのかなというふうに思うんですが、例えば耐震の場合、全ての住宅が耐震改修をしなければならないというのではなくて、例えば本当の居住スペース、居間だとかそういうところを耐震化させてもいいのではないのかというような意見もあるんですけれども、そういうものも含めて、町では耐震改修については研究されているのかということなんですが、それともう一つ、住宅リフォーム、それから新築も含めてなんですが、北海道はやっていないんですが、各県では県が助成制度を設けて、それと合わせて地方自治体、末端の自治体が助成をするというような仕組みがあるようなんですけれども、町として、北海道にそういう助成制度を創設するような働きかけをしていくべきではないのかなというふうに考えますけれども、町長、どういうふうに考えているかお伺いをいたします。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 住宅新築・リフォーム支援、番号が0762200の事業なんですけれども、これが表示のとおり二つの内容となっております、新築については、当町の制度期限ないんですけれども、リフォームのほうについては実は平成27年度までということ

で、3年間の事業として実はスタートしております。今後、ことし1年で事業を終了する前に、これまでの政策の成果、評価を含めて検討してまいりの中で、今後の検討に当たって道への要望も含めて考えてまいりたいというふうに思います。(発言の声あり)

すみませんでした。家全体ではなくて、一部の耐震ということでありました。これの考え方は、具体的な、それでどれだけの補強になるのかという、実は研究をしてはいないんですけれども、当初、住宅耐震の改修というのは、厚岸町では平成20年から実は早くに始めていたわけで、ずっと利用がなかった耐震改修であります。これはやはり全体に踏み込めないということで、先ほども少しお話ししたんですけれども、リフォームすることで少しは、一部でも耐震が図られるのではないかとというリフォーム制度の背景がございました。ただしかし、そのことによって、全体のうちの何%の耐震があるんだよという緻密な計算をもとに制度を推進している状況にはございません。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。進みます。

2目住宅管理費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 公営住宅で、いいですよ。町営住宅。

それで、町内にたくさん町営住宅、今持っているんですけれど、町営住宅に住まわれている方が、どんどん高齢化してきているという状況にありますよね。それで、一つは、ごみ箱というのかな、ごみ収納の何というか、ありますよね、住宅に大きいので、ふたに金網がついた、そういうものがあるんですけれど、年をとられた方が一定の年になればだんだんだんだん骨が詰まってきて、前はもう少し背が高かったのにだんだん低くなってきたというような状況と、それと筋力が落ちてしまうというようなことから、ごみ箱のあけ閉め、そして投入がなかなか大変だということを知っているんですよ。そして、下手するとうまく入れることができないというように知っているんですけれど、設置する側としての苦労だとか、そういうものから、ああいうスタイルのごみ箱になったのではないのかなというふうに思うんで、せっかく苦労してつくったのにというふうに思われるかもしれませんけれど、ただ町営住宅に住んでいる方々が、若い元気のいい人であれば簡単にふたのあけ閉めはできるんでしょうけれど、高齢の方が外に行って投入するにはなかなか難しいという声を聞いているんですけれども、何かいい対応策があるかどうかということと、奔渡公住に住まわれている人から話が出ていたのですが、浴槽が高いということで、なかなか風呂に入るのが大変だというふうに伺っていたんですが、そういう実態だとか、入っている人たちの要望だとか、そういうものがきちんと捉えられているのかなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 今のごみの処理の問題でありますけれども、安心して使える施設になるように、実態を把握しながらできるようなことをちょっと考えていきたいなというふうに思います。

また、浴槽の関係でありますけれども、私ども、そこが介護保険だとか、そういう福祉サービスを利用していることについては声が届く仕組みになっているんですけども、それ以外については、正直言います、管理人から報告がない場合は、余り気づかないのが実態でございます。したがって、今おっしゃられた内容については、もしかしたら町のほうでは把握していない状況なのかもしれないと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 町営住宅の施設全般が玄関のスロープだとか、段差の解消だとか、そういうものを梅香だとか、奔渡だとか、していただいて、やっぱり使いやすくなってきていると思うんですよね。やったけれども、ちょっとまた傷んでもきているんですけど、やはりそこに住んでいる方々が安心して暮らせるような、そういう施設になっていかなければならないと思うので、ぜひ、そのごみ箱については、ちょっと検討していただきたいなというふうに思うのと、浴槽については、やはり結果的に使えないというか、ほかのほうで何らかの形でお風呂に入ることをやっているんでいいのではないかというふうに思っちゃいますけれど、やはりそれだって一定時期は利用できない、介護保険利用しようが何しようがね、できない場合も出てきますんで、やはりある施設が十分に利用できないような施設はやはり改修なり、何なりをしていただきたいなというふうに考えるんですが、実態だとか、要望だとかを調査して、対処していただきたいというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） ごみ箱につきましては、速やかにその対応について取り計らってまいりたいというふうに思います。

なお、浴槽の高低の改善につきましては、実態をちょっと把握した上で、対応について検討してまいりたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございますか。

9番、南谷委員。

●南谷委員 7款6項2目ですね。285ページ、町営住宅奔渡団地整備事業478万円の、ここでお伺いをさせていただくんですが、この事業は本年度の予算書を見せていただいたんで分かるんですけども、住宅の整備という考え方でお尋ねをさせていただきます。

3目に有明の解体事業、昨年も1棟解体して、ことしもA3号棟を解体するという方向性が示されたわけですが、保守整備という観点でお尋ねをさせていただきますけれども、有明の住んでいる方々、前の棟が2棟解体されると、そうすると私たちの住んでいる、まばらになってくる、移動して、順々有明の公住に住んでいる人の方向性というんですか、安心して住めるのかなど。どんどんどんどん新しいところに入っていけばいいんでしょうけれども、それも早急にはなかなかいかない事業だし、あそこ

の全体の仲間意識もあって、長年あそこで暮らしてきて、簡単にも移りたくないという思いもあるという意見も聞きました。

そうした中で、現実に住んでおられる方々、大きな整備はこれからしてもらえないんでしょうとか、いろんな不安を覚えている方がおります。ですから、有明の公住の方向性というんですか、整備も含めた将来方向というのは、今A棟のほうを年次的に解体工事をしていくんですけれども、町の方針というのは、今後、まずどのような方法で進んでいくのか、お伺いをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 公営住宅の整備に関しましては、今後、大きく戸数をふやすだとか、そういった町内の人口減少、あるいは住宅事情から公営住宅をもっともっとふやすという状況にはならないのかなという中で、じゃどのように町営住宅全体を確保していくかということになると、やはり古いものについては残念ながら用途廃止していく、足りないものについては新築で補う、そういうサイクルがやはり必要なんだろうというふうに思います。そういう中で、今、廃止に入っているのは有明団地でありますけども、これがやはり現在の考え方では、平成35年までにはあと12戸くらい、つまり1棟4戸としますと、あと3棟くらいの廃止を考えていかないと、町営住宅全体の延命というんでしょうか、保てないのかなという計画の中で、今動いているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 私は、今言ったようなことも含めて、住んでいる方々にやはりきちっと自治会長さんに報告なりはされていると思うんですけども、地域の皆さんに将来の自分の住まいというものにより多くの方に建設課としても、建設課が適切なのかどうか分かんないでしょうけども、将来方向についても、やっぱり生活設計があるわけでございますから、そういうことも早急ということにはなんないと思うんですよ。いざ移れよと言われたって、なかなか家族構成とか、いろいろな職業の関係、通勤状況とかいろいろなことがあるわけでございますから、そういう町の考え方、方向性、そのとおりにいく、いかないは別にしても、住んでいる皆さんにきちっとなるべく詳しい説明をしていくべきだと考えます。

また、今住んでいる方々、基本的にそういうことを、今言われたようなことを言われますと、大きな改修、何かあっても全然直してもらえないんじゃないんだろうとかそういう、私はそんなことはないというふうには思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 公営住宅の退去に際しては、特段、利用者、入居者に落ち度がない限り、町から期限をもって、いつから退去だよということではできないものでありま

す。いわゆる期限のない入居を許可していることになるんです。

この建てかえ事業、いわゆる町が用途を廃止して、新たに建設をしていかないと全体の町営住宅の確保が難しいという場合には、建てかえ事業ということで事業が進められるんですけども、その場合の建てかえ移転の場合は、これは残念ながらご本人の利用意向というものは一定程度制限され、退去せざるを得ない状況も出てきます。がしかし、今般いろいろと入居者の利用の状況、今後のお住みになる地域の意向なんかも聞きますと、やはり正直いいまして長年住んだところを離れたくないという方が相当多くいらっしゃいました。

ただ、こういった厳しい中での建てかえ事業でありますから、事業を着手する前には全戸の方にご説明、こういったことでの建てかえなんですというご理解をいただきたいという説明はさせていただいていることで、ただ、それがいざ自分のところに退去だろうということになると、なかなか踏み込めない、ご本人が、はい分かりましたという状況にはなかなかないなということは、今回分かりました。

ですから、したがって今後の推進につきましても、早目のうちにご本人の意向をお聞きした上で計画を推進していく必要があるかなと、改めて感じているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 全くそのとおりだと思うんですよ。それぞれ人間というのは、自分の思いのほうに頭がいて、せっかく町としても苦勞をして、担当課としても積極的に新しいものにかえてやりたいといざ踏み込むと、いろんなことを言われるんで、やはり誤解のないように、せっかく苦勞して厳しい財源の中で建てかえをしているわけですし、整理もしていかなければならない。そういうものを十分、その苦勞というものを理解していただけるように努力をしていただきたいと思います。

それと、1点だけなんですけれども、残されている方というんですか、順番がまだまだ来ない人で、不安に思っているというかな、修理、大きなもしか何か改修、それはどうなんでしょうか。改修ということ、トラブルが起きた場合の改修というものは、してもらえるんでしょうねと。当面はまだいつ来るかわかんないしという部分での、ほかの団地ではそれぞれ便利に改修工事をなさっているんですけども、ここには投資していただけないと、その辺の誤解もあるようなんで、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 前段の整備の推進につきましては、ご意見の意を踏まえて慎重に取り計らってまいりたいと思います。

なお、後段の現在入居されている施設の維持管理につきましては、これまでどおりご要望に応じられるように努力してまいりたいというふうに思います。

（「はい、分かりました」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他にございますか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。
3目住宅建設費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 8款1項消防費、1目常備消防費。
12番、室崎委員。

●室崎委員 ここで救急救命に関することでお聞きしたいと思しますので、よろしくお願
いします。

心停止を起こしたときに、電流を流して心臓を復活させるという非常に画期的な器械
ができて、現在厚岸町でも随分たくさん設置がされているというふうに伺っておりま
す。AEDと言うんですね。これは現在、厚岸町ではどのぐらいの数の設置が見られて
いるのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後1時29分休憩

午後1時32分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します。
総務課長。

●総務課長（會田課長） すみません、お時間をとらせました。

町の施設、さらには民間施設、それと道の施設、これら全部含めまして、現在は40施
設に対して42台、設置があります。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 現在42台というのは、町や道のような公的機関が費用を出してここに置いて
おくと設置しただけではなくて、民間で、例えば何とか銀行が厚岸支店に置いてあると
か、そういうようなものを全部含んでということですね。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 町で捉えている分としては、今、委員おっしゃられた金融機関ですとか、あとは民間の事業所、これらも含めての数であります。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。

それで、厚岸町としては、必要と思われるところには、ほぼ全部配置しているんじゃないかというふうに思われるんですが、そういうふうに解釈しておいていいのか。

それから、配置に当たって、日本心臓財団というようなところが、設置の基準をつくっていますよね。3段階に分けています。必須と考えられる施設、それから推奨される施設、そして設置を考慮すべき施設というような分け方ですね。要するに、Aランク、Bランク、Cランクということでしょう。こういうような設置基準のようなものを町は持って、そしてその必要なところから置いていったということなんですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 最初の部分だけ、私のほうからお答えさせていただきます。

町有施設としては、必要なところには設置をしているものというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

設置基準でございますけれども、町には明確な設置基準はございません。それで、配置した考え方ですけれども、病院から遠いところ、救急搬送が困難なところ、遠いところから整備したという内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そういうことで配備をしても、配備はほとんど全部終わっているというふうに解釈してよろしいわけですね。

それですとね、このAEDという器械は、普段使うことはないですよ。いざというときには、ぱっと使わなきゃなんないですよ。こういうものの性質として、いつ使われるかわからない。それで、常にきちんと使えるようにしておかなければならないですよ。それで、配備したAEDの、たしか電池だとか、それからパッドだとか、そういうものについて消耗品があって、要するにその全体の中でね。それについては、いざというときにすぐ使えるように定期的に取りかえるなり、点検するなりしなきゃならないと思うんですが、そういう体制はどうなっているでしょう。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） それぞれ設置をした場所の設置の時期ですとか、あとはそれに伴う、今、委員がおっしゃられましたバッテリーの交換時期ですとか、あとはパットの交換時期、それらについては、町のほうでは一応把握をしております。（発言の声あり）

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

保健福祉課では、町内の施設にあるAEDの数は把握しております。電池とか、消耗品の交換時期につきましては、各原課のほうで把握をして対応していただいているという内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 所管の割を聞いているわけではないんです。厚岸町全体として、きちんと把握して、きちんと整備しているかということを知りたいんです。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 各施設に置かれているAEDにつきましては、各担当のほうで把握をして、交換時期も含めて予算要求等を適切に行っていると考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今、予算要求という言葉も出てきたんですが、今のどうも話を聞いていると、公的配備とでもいいですか、町が配備したものについてはきちんとやっていますよというふうに聞こえるんですが、私、別に限定して聞いているわけじゃないんです。全体についてお聞きしているわけです。もう一度お答え願います。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答え申し上げます。

町の施設等につきましては、保健福祉課のほうで毎年道のほうにどこどこに配備しているという内容をご報告させていただいております。それで、どこどこに配置になっているという部分では把握しておりますし、状況によりましては、各課に情報提供をしておりますけれども、各民間施設ですとか、そういうところに配備されている部分については、保健福祉課のほうで交換時期は一覧表の中で把握できますけれども、いついつ交換してくださいという形では、今のところちょっと呼びかけていないような現状がございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 42個の配備があるということを把握していると、これは厚岸町の全体数字だと考えていいわけですね。官、民を問わず。もちろん学校も入るでしょうしね。それはいいわけですね。そのうち官というのか、公というのか、町が配備しているもの、それについては、おさおさ怠りなく、その消耗品とか、点検とかあるんでしょう。いつでも使えるようにするために。それはやっていますと。そこまでは自信を持って言えるけれども、その先の、いわば町が自分たちで配備したものでないものについては、どういうふうになっているかわからない、そういうことです。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 処理の把握はしておりますけれども、その事業所なり、会社なりに、交換時期が来たので、電池と消耗品を取りかえてくださいというような連絡は現在なされていないような状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 まず、器械の話聞いていますね、器械に関して言いますと、その施設の壁に、ぼんと置いてあったり、あるいはかけてあったりするんですよ。それで、その近くで、あるいはその建物の中で、急に心室細動が起ったり、心停止が起こったりというようなことがありました。それっというんで、持っていきました。使いました。スイッチ幾ら押しても動きません。これは、考え方によっては、そこになかったよりおっかないんですね。もしそこになれば、すぐ消防なり、何なりに手配して、そういうものが届いたかもしれない。ここにあるから、それでやっているということになって、そのためにおくれたとしたら、かえっておっかないわけです。ですから、こういう種類のものはAEDに限りませんが、万が一の場合に使える状態を保証していなければだめですよ。保証というのか、担保というのか知りませんが、そうでなきゃなりませんね。

そうすると、民間の設置したものと、それから町が設置したもので色が違うわけでもないですよ。使い方も、もう同じでしょう。それが片一方ではそのところを責任持って把握している者がいないということになると、これは問題だと思うんです。

それで、ここでもって申し上げるけれども、場合によっては、その費用の一部を援助してでも、厚岸町として、こういうものは非常に大事で、消耗品の取りかえだとか、いろいろ点検だとかあるので、やってくれないかということをお願いするという程度ぐらいの、やはり体制をつくっていかなければ、せっかく置いたものが万が一のときに使えなかったら、仏つくって魂入れずという言葉もありますけれども、そういうことになってしまうおそれがあるんじゃないですか。自分たちで設置したものはきちんとやっている、それは大いに結構です。でも、町内に42個も設置されているその一部に不安が

あるということになっては、やはりうまくないんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

私の答弁、間違っておりましたので、訂正させていただきたいと思います。

先ほど、把握をしており、なおかつ交換時期とかはお知らせしていないというふうにお答え申しましたけれども、担当のほうで交換時期が近づきましたら、各事業所ですとか、会社のほうには電話とかでお知らせをしているというような内容でしたので、訂正させていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

それと、今もそういう形で周知、交換時期が来たというお知らせをしておりますけれども、今後につきましても、同じような形でもっと、今度は部署とか、そういう形で交換時期とか来ましたということで、お知らせをしたいというふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今、私、提唱したのは、それこそ費用の一部を援助するぐらいの積極的なものを検討してはどうかと。ましてや、お知らせだけではなくて、本当に取りかえたかどうかという状況を確認しなければなりませんよね。そういうことは一切しめんと、お知らせさえしておけばいいんですという意味で今答えているわけではないと思うので、そのあたりもう一度きちんと答弁してください。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答え申し上げます。

時期が来て、お知らせするだけではなくて、その後の確認もさせていただきたいと考えております。（発言の声あり）

すみません。答弁漏れございました。機器の消耗品の購入とかにつきましても助成の関係でございますけれども、今すぐここでちょっとお答えは出せませんが、今後の対応につきましては、研究させていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今、私の手元にその40カ所の設置しているリストがありますが、町の施設以外の民間でつけている事業所等、今見させていただいたら、きちっとしたしっかりした資力を持っている団体等ばかりでございます。勧奨することでバッテリーの交換時期ですとか、それからパットの交換時期、これはそれぞれの事業所で対応していただけるものだというふうに考えておりますので、ただし、今、保健福祉課長が言いますように、せっかくこういうふうなリストをつくっているわけですから、その交換時期に

ついてきちっと対応していただくように勧奨すること、それから勧奨するだけではなく、きちっと実行されているかどうかということのフォローもきちっとしてまいりたいと、そのように考えます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 ちゃんとやってもらえども、金出すのは嫌だと。そんなことしなくても、十分できるような人たちしかやっていないからと、そういうことですね。

とにかく、きちんとやってもらうためにどうするかというところでは、もちろん補助金出すだけが全てではないんだけど、それが100%うまく行くようないろいろな方策というのはやはり考えてもらわなきゃなんないと思いますよ。

それから、こんなところというふうな形でもって見かけることもありますので、だから、今、副町長おっしゃったように、現在のところ資力も非常にあって、一言言えばぱっとやってくれるところばかりだとおっしゃったけど、この後ふえていったときに、そうと言いきれるかどうかはまた問題はあると思いますので、一応そういうことも頭の隅に入れておいていただきたいと、そのように思います。

次に行きますが、心停止を起こしたり、心室細動を起こしたりするときには、周りはやっぱりパニックになりますね。よほどなれている専門家でない限りはね。その中で、冷静にこれを使っていくということは、やはり日ごろの訓練も必要であると思うんです。

それで、前に教育委員会のほうにお聞きしたときには、学校ではそういうAEDの使い方というものを教職員だけではなくて、ある一定以上の年齢の児童生徒というのかな、にも教えていくというような体制をとっていつているというような話があったんですが、その理解でよろしいですか。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） ただいまの学校施設におけるAEDの基礎救命講習というんですか、教職員のみならず、児童生徒に向けても研修を行っているという部分でございませうけれども、確かに一緒に、その講習の機会を得たときに、その中で児童生徒に対してAEDの使用法であるとか、心臓マッサージであるとか、そういった部分の講習を行っているという実態にございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 日本心臓財団の出しているAEDに関するいろいろな解説を読みますと、AEDというのは、まず器械が整備されていること、それから何分以内と言ったかな、これ全国平均でしようけれど、救急車が来るには8分ぐらい平均でもって見なきゃなんない、7分から8分と言っていますね。それでは、心停止なんか起こしたときは、非常に救命率が落ちる。それで、できれば1分以内にAEDが使われるようなぐらい配備するのが理想なんだけれども、なかなかそこまでは行かないでしようけれども、とにかく近

くにあるという、まず配置についてそういう問題がある。

それからもう一つは、誰でも使えるようになんなきゃだめだと、理想としては、というのを言っているわけです。ところが、いざとなったときに、Aという施設に置いてはいたんだけど、そこに使える人がいなかった。冷静にぱっぱっぱと使える人がいなかったというような事例がやっぱりあるようです。

それで、前にもAEDについてはお聞きしたことがあります、少なくとも町職員のいる施設、今学校のほうを例にとってお聞きしましたが、そういうところでは、必ず誰かがいて使える体制をつくっているというふうにお聞きしましたが、これは間違いありませんね。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 基本的には町職員が、ある一定の人間、全ての人間が使えるのが一番問題はないということで、毎年職員を対象にして、消防から講師を呼びまして、毎年研修を行っております。これには、一応受けた後の講習の資格証みたいなものがもらえまして、これも有効期間があるようですので、その有効期間のもとにそれぞれの職員の中でその講習を受けていただくということで、その中には当然AEDの使用方も行っていますので、基本的には今現在、新規採用職員だとかというのはちょっと別にして、これらも当然受けさせますけれども、今現在は町職員がそのAEDを使用できるというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 大変心強い話なんです、講習を受けた人がいますという段階ではなくて、いや、ここで何か起きたときは必ず誰かが使えるんですよという体制をつくっていただきたいということなんです。ある施設に10人職員がいて、1人は使えると、講習を受けたと。たまたまその人が用事あっていなかった、ほかの人使えなかったではダメなんですよね。そういうふうな問題意識でやっているものとお聞きしておりますので、よろしくお願ひしたい。

それで、今度、町以外の施設、例えば民間で、今、副町長おっしゃったように一覧表持ってお話しなさっていましたが、そういうところでは、いざというときにどういう体制になっているかを把握しておりますか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） ただいま委員言われたとおり、町職員については体制整備を今後とも進めて取り組んでまいりたいというふうに考えています。

それと、民間の事業所でのまずは講習ということが必要になってくるかと思っておりますので、その講習につきましては、消防で取り進めておりますけれども、まずは行っている。ただし、これが繰り返し行われているかどうかということは、消防のほうの情報に

なりますので、ちょっと今この部分については捉えておりませんが、今後とも消防のほうにも呼びかけをして、協力をしてそのような体制が民間事業所でも行われるように取り組んでまいりたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 ぜひお願いしたいんです。

それで、実際に指導を行うのは消防だと思います。私や課長が行って、こうやってやるんですよ、できるわけがない。やっぱり専門の方ですよ。それはそうなんですけども、それを受けていく体制、年中行事として例えばやるとか、そういうような体制というのはやっぱり町の問題でないかという気がいたしますので、その点は消防と緊密な連絡をとって、体制づくりをしていただきたい。

それから、今事業所という言い方をおっしゃった、事業所がほとんどだろうと思うんですが、私が見たところでは、人のいない神社仏閣に置いてあるというようなものもございました。ああいうところでそういう体制ができているかどうかというのは、もうできていたら大したもんだなというふうに思います。それで、そういうこと含めて、進めていただきたい。

それからもう一つは、一般町民ですよ。前に一遍、議会でも講習を受けたことがあるんですけども、AEDを持っているとか持っていないとかそんなことじゃなくて、一般町民の中で心停止だとか、心室細動に出会ったときに、心臓マッサージをして、そしてAEDを使うという基本的なものがありますよね。そういうものを受けて、できる人を一人でもふやすということは、結局、それぞれの皆さんのいざというときに人助けができるだけでなく、こういう問題に対しての関心度が高まるということだと思えます。それで、そういうこともついても強力に進めていただきたいと、そのように思いますがいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） このAEDの問題は、今ちょっとメモを、私も記録を見させていただくと、平成18年ころ、この議会の中でそういう体制を町でも、まず町から整えていったらどうかと。そのときの記録では、1分おくれるごとに救急救命率というのは10%落ちていくんだという話で、そういうご指摘をいただいて、平成19年から消防、救急隊の到着予想の遠い場所から順次整備を進めてきたという経過がございます。

ただ、今、委員おっしゃるように、器械を設置しただけでは、じゃ本当に救急救命率が上がっていくのかということになりますと、私も何度か講習を受けさせていただいておりますが、いざ、気が動転しているときに、幾らアナウンス、ボタンを押せば順序よくアナウンスがあるとはいえ、適切にそういうパットをつけたりということができるといって、いささか自信に欠ける部分もあります。そういう意味では、こういうことは町職員に限らず、町民の皆さんにも繰り返し実施していただくといいなというところが大事だろうと思います。

この辺は、救急救命士の資格を持っている消防署、それとも連携をとりながら、そういう場を設けていきたいと、そういうふうに考えます。

●委員長（佐藤委員） 他に、1目ございますか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

2目災害対策費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 ここで、災害避難場所というのがあるんですけど、各地域に避難階段があって、避難できる施設がそろっている避難場所と、そうでない避難場所がありますよね。それで、災害というのは温かい時期に来てくれれば非常にいいんですけど、そうではなくて、どういうわけか気象の大変厳しい時期に災害は起きる可能性が非常に多いような気がするんですよ。

そうすると、例えばお供え山だとか、あるいは別の高いところに避難をしても、命は何とかそこまで持ちこたえたけれど、その後の対応が非常に大変だと。それで、テントだとか、そういうものも用意してあるというところと、そうでないところがあるわけですけど、電気だけでなく、暖房施設だとか、そういうものがその地域にあるのかどうなのか、あるいは例えば発電施設だとか、そういう発電機だとかそういうものを用意してあっても、あるいは逃げたときに、それを十分使いこなせるような準備ができていいのかどうなのか、そういうことを含めて体制が十分できるのか、あるいは逃げた人たちの中でそういうものを十分活用するような仕組みをつくる必要もあるんじゃないのかなというふうに思うんですよ。常に消防の職員、消防隊員、あるいは役場の職員が一番先に行って、やあ、よく来たねということで対応できない場合だって災害ですからあると思うんですよ。そういう場合には、例えば町内会の人たちが日常的にそういう施設をきちんと押さえておいて、そういうものの使い方だとか、あるいは収納はどうなっているかとか、覚えておく必要があるんじゃないのかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

それから、津波避難階段なんですけど、年々高齢化が進むというか、これがありますから、去年まで階段上れた人が、ことしは上れなくなる人だとか、そういう人もたくさん出てきますよね。釧路市内あたりでも、盛んに高台に避難するのにリヤカーを引っ張ってみたり、いろんなことを考えながらやっているみたいですけど、車椅子だとか、そういう人たちがやっぱり避難階段のところまで来たときに、どうするのかということがこれから非常に問題になってくるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そういう場合に、例えば車椅子専用のスロープが簡易なものでもつけることができないのか、あるいは引っ張ったり押したりするようなロープだとか何かを用意しておくだとか、そういうことができないのか、最近になると非常に深刻な状況が生まれてきているというふうに思うんですね。それで、我々避難訓練を毎年参加、私は参加しているんですけど、

残念ながら町長も嘆いているように、参加率が一向に向上しないということで、そういうことも含めて、どういう訓練がいいのか、やっぱり考えていかなければならないというふうに思うんですけど、そのあたりではどうなのか。そして今、自主防災組織に対する、この後の予算になるのではないかなと思うんですけど、今年度も何かやっていますよね。そういう用具だとかの用意ができている地域というのは、どのぐらいあるんですか、自主防災組織で。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず一つ目のご質問ですけれども、町としても、実際に倉庫を建てて、倉庫置いて、そこにテント、さらにはストーブ等も整備をさせていただいてますけれども、これらを実際に、その自治会の人たちがその場所に逃げて、どのように使うか。去年は、梅香の自治会に協力をいただいて、そのようなことを行わせていただきましたけれども、これは各自治会ごとに行わなければならないんだらうというふうに思っています。年に1回の避難訓練の場合ですと、時間も短く、また日曜日でいろいろと予定のある中で参加をいただいているということもありますので、なかなかそこまでの時間が1自治会ずつでとれないということもありまして、これは一つひとつ自治会の協力もいただきながら、町として行っていかなければならないことだらうというふうに思っております。

実際に、27年度でHUG訓練という、避難場所を想定した訓練も行いたいと思っておりますけれども、これはあくまでも屋内の施設でのものでありまして、屋外でのそういったテントを建てるだとか、あとはストーブをつけてとか、そういったものの訓練というのは、これは1自治会ずつ、また地域ごとに協力をいいただいて行っていきたいというふうに思っております。日程上の都合等もいろいろあるかと思っておりますけれども、これはぜひ進めていきたいというふうに思っております。

二つ目の、階段のほかにスロープということになると、なかなか斜面の傾斜もございまして、難しい問題であろうとは思いますが、まだまだ、今回、去年の避難訓練でも実際に宮園の一部の方々にJRのところの階段を使って避難をしていただきましたけれども、これもやっぱり避難をした高齢の方たちによると、階段がやはり急でちょっと疲れたねというお話も聞きました。コンキリエについている避難階段については、その辺も考慮した上で、ある程度1つの段を長くして、段も1つ低い形ではしたんですけども、やはりお年寄りにすると、階段の数も多いですし、大変だらうというふうに思います。スロープとなると、なかなか蛇行して上っていくとなると、距離も長くなりますし、なかなか難しいのかなと思っておりますけれども、その辺については、まだ今どうするということとは言えませんけれども、今後の研究課題として検討させていただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 自主防災組織で、防災資機材をそろえている団体がどれぐらい

あるかというご質問でございますけれども、町民課のほうで今押さえている団体数ですけれども、計画的にそろえているというのは1団体ということでございまして、なかなかお金もかかることですし、また保管する場所等々、いろいろ問題があるようでございます。

それで、質問者ちょっと言いましたけれども、追加補正のほうで、きょうの新聞にも記事として載っておりましたけれども、その辺、支援する意味で追加補正のほうでも防災資機材のほうの支援をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そういう用意したものが有効に利用できるようなことの講習と言ったらいいのか、自治会等の地域住民のある意味での訓練ですよ。そういうことをきちっと使いこなせるようにするということでは、やっぱり引き続きやっていただきたいなというふうに思います。

それで、避難路の整備がやっぱり今、課長おっしゃったように、ずっと上がっていくのがやっぱり相当長い距離が必要になってくると思うんですよ。場合によっては、行ったり来たりしながら上がっていかなくちゃならない。だから、緊急ですから、緊急のときにおぶったり、あるいはみんなで何か、だっこか何かしながらでもやらなければならないかもしれないんですけども、今できた施設を利用しながらでも避難をする、手助けをするということが必要だと思うんですよ。ですから、そのあたりは十分検討をさせていただきたいし、こういうことだったら車椅子の人でも避難できますよというようなことをやっぱり作り上げていかないと、そうでないと、結果的に火事場のばか力とよく言えますけれども、そういう力を発揮できる人だったら息切らしてでも上がれると、後で疲れたなで済むかもしれないんですけども、そういうことができない人のために考えていただきたいなというふうに思います。

それから、自主防災組織の資機材の整備なんですけど、私も町内、自治会のほうにかかっているもんですから、そういう調査要望があればということで来るんですけど、資機材の保管場所と、それからいざというときに使える場所だとか、そういうものをきちっと確保しなくちゃならない。全く離れたところに置いておいても意味がないし、それから常に何かあったときに使えるような状況にしておかないとならないと思うんですよ。リヤカーだとか何とかというのも、中にはメニューとしてはあるんですけど、すっかりさびついてしまって、実際やろうとしたら動かなかった、空気が入っていなかったとかね、そういうことになる。そうすると、やっぱり一定の何かスペースのあるところでないというものを保管することができないと。我々としては、やっぱりこういうものがあつたらいいんだけどなというのは、いろいろ考えました。ですけど、やはり保管場所と保管するに当たっての維持管理というか、そういうことをきちっとできるようなものでなければならぬと。我々はもう避難するほうですから、どうしてもやっぱり必要だと思います。そういうこと、そういうものがね。避難してしまえば、避難場所には一定のものが用意されているんで、あるいはこれからもさらに充実していくと思う

んで、それはいいんですけれども、避難するそういう避難行動に役立つ機材はそろえないなどというのはやまやまなんですけど、今のところそういうスペース等が、町場の場合にはどっかの集会所だとか、どっかにあればいいというものではないような気がするんですよね。ですから、一定の感覚で、こういうものも含めて考えませんかということ、お互い協議し合わなきゃなんないと思うんですけど、それを含めてどう進めていかれるか、お伺いをいたします。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 避難のあり方というのは、町のできる範囲の中ではこれからも考えていきたいと思えますし、研究もしていきたいというふうに思えますけれども、いずれにしても、実際の災害時には、当然、助け合いということもあるかと思えます。それぞれの自治会において、自主防災組織のあり方等で、その組織がどのような活動をしていくかということは非常に悩まれているということも承知しております。当然、各自治会の協力も得て、その辺の訓練というものを今後とも積極的に進めていきたいというふうに思えますし、そのスロープ等の設置についても、改めてどのような形で、またはできるのかできないのかも含めて、検討をしてまいりたいと、研究をしてまいりたいというふうに思えます。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 防災資機材の関係ですけれども、我々補助をつくって、欲しかったら申請しなさいというようなやり方は毛頭考えておりませんで、もちろん新年度に向けて、新年度になりましたら説明会も開く予定でございますし、また各団体、防災組織のほうともどういったものが有効なのか、あとは、どこに配置したら有効なのか、保管はどうしたらいいのか、その辺も膝を詰めて話し合いながら進めたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思えます。

●委員長（佐藤委員） 他に、2目ありますか。

12番、室崎委員。

●室崎委員 一つはまず、道路橋梁維持費のところでは議論が出ておりましたJR厚岸駅の構内の跨線橋なんですけど、相当抜本的な工事をするというお話しでした。そうしますと、工事中は、あそこは利用できなくなるというふうに聞こえたんですが、そのあたりどのようなになりますでしょうか。

（「休憩お願いします」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

午後 2 時19分休憩

午後 2 時21分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。
建設課長。

●建設課長（松見課長） 申し訳ございませんでした。確認してまいりました。
通行止めはしないということなんですけれども、ただし、片側は、工事やっている最中はどうしても通路が狭くなると。これは何とかご理解をいただいて、やらせていただきたいなということで考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。あれが完全に通行止めになりますと、あの地域、いざというときに逃げる唯一の生命線みたいなもんですので、ちょっと心配いたしました。分かりました。よろしく願いいたします。

それから、あと、今、災害対策で先ほど10番さんいろいろとおっしゃったんだが、全く全部そのとおりだと思って聞いていましたけど。やっぱり災害対策というと、大津波、これは第一義的に出てきますよね。また、命を落とす率もそれが一番高いですから、まずは高いところに避難というところで、そこから考えるというのは、全く賛成です。

ただ、それ以外のところで、まず大きな地震が来ると、家の中のものが落ちたり、倒れたたんすに挟まれて亡くなったりというものもないわけではないですよ。そういう部分もやはりきちんと指導なり、訓練なりをすることは、お考えをいただきたいわけです。それが1点です。

それから、もう一つは、いろんな方と話していると、避難場所というかな、第一次避難場所避難施設と、それからその後、大津波で考えれば、波は引いてから、しばらくの間いなきゃなんない避難施設が、全部一緒になって考えられている嫌いがあるんです。それは私は分けていくことが必要でないかと思うんですよ。最初の逃げるところというのは、とにかく命を落とさないようにするために高台やそういうところで一晩……（「火事だわ」の声あり）

それで、少なくともまず一晩だけしのぐ。その時間帯にもよるでしょうけど。そこと、その後、3日なり、1週間なり、もしかすれば、あるいは自分のうち流されれば、ある程度の時間過ぎなきゃなんない。これは避難施設という言葉で言われていますけど、その1次と2次は違うんじゃないかと思うんです。そのところは、やっぱり明確に分けていく必要があるんじゃないかなという気がいたします。

福祉避難所などというようなものも、当然つくっていかなくちゃなんないんだけど、それは今すぐ自分のうちの裏の高台に上がるとき、そこに一つひとつ福祉避難所がなければならぬということは無理ですよ。そうすると、そういう方はその後、まず無事だったら、次の日あたりにはそっちへ移っていただくというようなことになるんじゃない

いかというふうに思いまして、そのあたりを明確に分けて話をしないと、どうも一般町民の方もそのあたりが全部一緒になっちゃっているような嫌いがあるんですが、そのあたりどのお考えでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まずは、津波以外の、まずは地震が起きてからということの、地震の対策、それぞれの家庭内での対策等については、今後とも積極的に呼びかけていきたいと、注意喚起を図っていきたいというふうに思います。

あと、1次避難場所、津波避難場所と、いわゆるそういう形で言っていますけれども、それとまた2次的な避難場所。当然、1次避難場所がそのまま2次避難場所になる施設、山の手の集会所ですとか、あとはコンキリエですとか、というところは当然2次の避難所にもなると思っております。そのほかに、特に屋外の津波の避難場所を設定しているところについては、当然、津波が引いた後にある一定の施設に今度は収容しなければならないということは、そこが2次避難場所ということで考えておりますけれども、この辺の避難場所のそれぞれの区分というものが津波避難場所と避難施設、避難場所ということがいろいろとごちゃ混ぜになって、どうも住民にはわかりづらいんでないかということで、これは以前から議会でもそのようなご意見をいただいております。

もう少し分かりやすい形で、これは町のホームページで災害対策のページもつくっておりますけれども、これらでお示しをしていく、または広報等でも再度改めて、もう少しわかりやすい形で町民の方々にお知らせをしていかなければならないだろうというふうに思っております。また、福祉避難所というのは、基本的には1次避難所ではなくて、2次避難場所ということが言われております。

町としては、津波が来て、どれだけの津波が来るかわかりませんが、使える施設、使えない施設、当然出てくるかと思えます。基本的には、高台にある太田小中学校ですか、今度新しくできる太田活性化施設、これら等が2次の最適な避難場所になるかと思えますし、また、町長のほうから言われているのは、長期にわたる場合については、厚岸町内ではなくて、これは東北地方でもありましたけれども、他の町村でのホテルですとか、こういうところを避難場所と。ここまでのご質問ではありませんけれども、その辺の、いずれにしても1次避難場所と、2次避難場所の区分というのは、もう少しわかりやすく、町民の方々に周知をしていきたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 まず1次、2次というか、緊急とその後というか、それは言い方いろいろあるでしょうけど、そこを明確に分けることで、避難場所をどこにつくるかとか、どの程度のものがあればいいかとかいうことが、相当に具体的に考えられるようになるんじゃないかと思うので、このあたりを明確に。

24時間、命をつなぐんならどうしたらいいか、本当は自分のうちのすぐ裏山が一番いいんですよね。車で行かなきゃなんないようなところにつくったってしょうがないんで

すよ。また、自動車でもって走るというのは、非常に危険なんですね。それともう一つは、自動車でなきゃ移動できない人というのはやっぱりいますから、それを自動車で、自分の2本の足で動ける人が邪魔したらいけないんです。そういうようなこともありますよ。

だから、最初にとにかく一晩凍死しないで命をつないで、次の段階に入るといふ場所といふのは、相当明確に、それを分けることで考えられていくんでないか思いまして、ちょっと言わせていただいたわけで、よろしくお願ひしたい。

それから、福祉避難施設とでもいうんですか、これは、大震災のときにいろいろと問題点として浮き彫りになったということを知っています。それで、厚岸町としてもそこんところきちんと考えなきゃなんないということは、前に議会の議論の中で答弁する方がおっしゃっていたのを記憶してあります。それについては、現在どのように進んでいますでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 前半線の部分ですね、1点目のほうにつきましては、1次避難所、2次避難所、はっきりした中で進めてまいりたいと思いますし、また、今回27年度予算の中で、パーティションと段ボールベッドの配備を計画しております、これについては、当然、1次避難所ではなくて、2次避難所へのそれぞれの配備ということで考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 福祉避難所について、お答え申し上げます。

福祉避難所ですけれども、災害救助法に基づく救助においては、要援護者に対して特別な配慮をする避難所という形で定義されているかなと思います。特別な配慮と申しますと、例えば介助員がいると。あと、高齢者とか、障がい者に対応できるようなトイレとか、そういう施設であると。あと、日常生活を行う上で消耗品とか、そういう部分の食料ですね、そういうものがちゃんとなっているというような部分かと思ひます。

以前から保健福祉課のほうでは、先ほど太田小学校とかという名前も出ましたけれども、あと太田中学校ですとか、太田集会所、今建てかえになりましたけれども、そういうような津波被害の及ばないというようなところを中心に、候補地については検討をしてまいりました。まだちょっと結論は出ていないんですけども、いずれの施設にしても収容人数ですとか、交通機関ですとか、そういう部分でちょっと最後の詰めまでいってありませんが、これについてはなるべく早く協議をして、避難所として指定といふか、できるように進めたいといふふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。

それで、理想論だと笑わないでお聞きいただきたいんですが、そういうことを考えていきますと、現在、町立病院や、あるいは役場の中に、医療に関する特別知識を持った方というのは、結構いらっしゃるよ。そのほかにも、いらっしゃるでしょう。ただ、全くそういう仕事にはついて今はないけれども、もとそういう仕事をやってきたとか、そういう方というのは町内にはたくさんいると思うんです。そういう人たちをここに要援護者のデータベース化というのがありましたけども、それと同じように、いざというときに、私はこういうようなことで、プロないし准プロとしてできますよというように方たちに、いざというときはこういう仕事をしてもらいたいというようなことを前もって打ち合わせをしておく。データベースという言い方をしたら、ちょっと怒られるんですけども、そういう役回りを最初から考えていくと。

実際に、阪神大震災だとか、今回の大震災のときには、そういう方たちが自発的に、いろいろなところでいろいろな仕事をなさったということはよく聞いておりますけれども、そこをスムーズにやれるような体制が考えられないだろうかということは、ちょっと思っているんです。大変理想論の話なんですけれどもね、そういうことを含めてご検討いただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答え申し上げます。

おっしゃるように、保健福祉課では、避難行動要支援者のデータベースということで、今進めております。それらにつきましては、地域の方とか、関連する機関とかと情報共有して進めたいというふうに考えておりますし、今おっしゃった人的な部分で、そういう能力というか、資格なりを持っている方も協力いただくというような体制も、この福祉避難所、今検討しておりますけれども、それとあわせて、そういう方が町内にどういうふうにいるかというような把握も含めて、勉強したいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） ちょっと休憩します。

午後 2 時34分休憩

午後 2 時34分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

他に、2目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

3目消防施設費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 294ページ。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。9番、南谷委員。
- 南谷委員 委員長、2目までちょっと絡むんですけど。
- 委員長（佐藤委員） はい。
- 南谷委員 教育委員会費298万3,000円の計上なんでございますが、ここで教育委員会としての考え方についてお伺いをさせていただきたいなと思います。
まずその前に、2目のほうで295ページの健康保険料が76万7,000円あるんですけども、これは誰に払う分なのか、お尋ねをさせていただきます。
- 委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。
- 教育委員会管理課長（高橋課長） 教育委員会の事務局費の中の共済費の健康保険料76万7,000円の計上でございますけれども、これにつきましては、教育委員会における定数外職員、臨時職員ですね、臨時職員、非常勤職員の賃金の支払いにおける社会保険料の部分として計上させていただいているところでございます。これにつきましては、毎年度6月に一括払い込みをしまして、本人負担分を1年かけて戻していくという形の中で年間公的負担分と個人の負担分ということで支弁されるというような内容で計上されているものでございます。ちなみに、平成27年度においては、29名分を計上しているところでございます。
- 委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。
- 南谷委員 毎年上がっているんだから、今まで不思議に思わなかったんですけども、通常であれば、人件費が出てきて、その下にこういう保険料というのは計上なるんですけども、そのものが見えなかったもんですから、僕ちょっと探せなかったもんですから、その辺はどうなっていますか。
- 委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。
- 教育委員会管理課長（高橋課長） お答えいたします。
この分に係る支出の賃金の部分でございますけれども、各項、各目にわたって学校職員であれば校務補であるとか、校務補助員であるとか、また特別学級の支援員であるとか、また学校給食センターの調理師であるとか、さまざまな教育委員会で従事されている臨時職員の方々の賃金に係る共済費というような形で、一括計上させていただいてい

るところでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 内容分かったんですけど、通常であれば一緒なんだけど、ばらばらになっているから、ちょっと分かりにくかったんですね。何でこうなっているのかなど。それはそれで理解をしました。

それで、297ページなんですけど、訴訟事務57万7,000円の計上で、昨年も上がっていますよ、同じぐらいね。これについて、教育委員会としての考えをお伺いをさせていただきます。（発言の声あり）

いいですか。続けさせていただきます。

損害賠償訴訟事務委託料、この関係でお尋ねをさせていただきます。

その後、教育委員会として、当時はなるべく個人の問題もありということで議員協議会等で済ませてまいりましたけれども、私は、そろそろこの裁判の推移というものをやはりきちっと報告していただきたいし、教育委員会としてそれぞれ検証されてきておられると思うんですよ。こういう問題について、きちんと教育委員会としてのお考え、検証してきた結果どうなったのか、さらにはこの対策というものをどう捉えておられるのか、お伺いをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 2目の事務局費における訴訟事務の委託料の関係でございますけれども、平成18年にさかのぼるわけでございますけれども、2月に発覚いたしました町立学校における教員による生徒に対するわいせつ事件という形で、既に釧路地裁において一審の判決を受けまして、今現在、札幌高等裁判所で控訴審が争われているところでございます。内容的には今、双方の意見書、原告側の意見書が出てきて、それに対する被告側の反対意見書を出しながら、今争っている最中なんですけど……

（「議事進行」の声あり）

●委員長（佐藤委員） はい。

●南谷委員 そういうことを聞いているんじゃないんですよ。教育委員会として、経過説明を聞いているんでないんです、僕は。委員会として、今日まで過ぎてきているわけだから、委員会としてどのように捉えているのか。あなたの見解を聞いて、経過を聞いているんでないんですよ。どうやって取り組んでいくのかというのを、委員会としての考え方をお伺いをさせていただいているんです。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 教育委員会といたしましては、この前代未聞の不祥事、教員に係る部分でございます。当然、厚岸町教育委員会が教員に対する服務監督権を持っておりますので、このような事件は今後も起きてはいけませんし、それに対する普段からの教員に対する服務監督業務についても、事あるごとに、このことばかりではありませんけれども、金銭事故に対してもそうでございますし、体罰の部分についてもそうでございますし、事あるごとに、校長会、教頭会を通して、教育委員会から強く教員の服務監督については指導しているところではあります。起こってしまったことでございますので、これについてはもうどうこういうものではございませんけれども、大変残念に思っている部分もあります。今後、こういう事件が決してないように、教育委員会としては強く教員に対する服務指導を進めていくという考えでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 僕は、責めているわけでもないし、教育委員会の見解を聞いているんだから、今まで教育委員会というものは今後もきちっと襟を正して、また広く町民に開示をしていかなければならない時代だと。少なくとも事件が発生してしまったわけですから、全然よその国の話ではないんですよ。我が町でも残念ながら、そのことに対して私はどうのこうのという気もありません。見解を、その後まだ訴訟事務は実際に継続しているわけですから、やはり今、課長の言われるように、きちっと検証していただいて起きないように、また子供たちにも、町民の皆さんにも不安にならないように、また学校の先生たち、取り組んでいる皆さんにも不安にならないように、自信を持って教育に携わってもらわなければ、私はいけないと思うんですよ。そういう意味では、教育委員会として、教育長として、しっかり取り組んでいただかなければならないと思うんです。私は、教育長に聞いているんですが、いかがですか。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） この訴訟事務の関係ですけれども、事件については、今お話したとおりです。このことについて、非常に残念なことだというふうに捉えておりますし、私どもは、この裁判に関しても決して争っているという形ではございません。一審については、既に納付済みという形ですけども、この分について原告側のほうから控訴があったということで、それに対応しているという内容でございます。今後についても、できるだけ真摯に受けとめて対応してまいりたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 1目、他にございますか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

2目事務局費。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 3目教育振興費。

3番、石澤委員。

●石澤委員 情報教育のことでお聞きたいんですけど、厚岸町の学校のコンピューターというのは、もう大分たつと思うんですけど、何年くらいたっていますか。相当長いんじゃないかと思うんです。コンピューターが設置されている学校のコンピューターというのは、相当長く使っていると思うんですけども、今、教育長の話の中にもありましたけども、情報化教育をきちっとやっていくということでしたので、それをどういうふうに使ってやっていっているのか。今、コンピューターが使えているのか、授業に。それはどうなっているんでしょう。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 学校施設における教育用コンピューターでございますけれども、平成26年度において、X P問題の関係もございまして、教育用コンピューターについては、全て更新をさせていただいているところでございます。児童生徒用の教育用コンピューターについては、させていただいているところでございます。

実際の授業の活用状況というのは、情報の部分であったり、総合的な学習の部分であったりして、学習に係るそれぞれの教科における調べるための操作であるとか、またパーソナルコンピューター自体の使い方であるとか、そういった部分が主に教育上使用されているんですが、メインとなるのは、やはりいろいろなものを、学習のための資料を調べたりという部分が主な使い方になってきているのかなというふうに考えています。

ちょっと説明に不足な点があったかもしれませんが、外から見たコンピューターのもの自体はかわっていないんですけど、中身ですね、ソフトといいますか、OSといいますか、もとになるものが使えなくなってしまったものですから、側はそのまま、中身を更新をしているのが本年度において更新をさせていただいているというような内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 それは今、全校と言いましたね、全校ですよ。そのコンピューターは、今普通に一般にあるようなコンピューターなんですか、その中身。使えないコンピューターと言ったら変ですけど、社会に出てから使う、出会うことのないコンピューターなんじゃないですか。

プリンターも相当古いようなんですけども、印刷にかなり時間がかかるという話も聞いたんですけど。インターネットにつながっていないということも聞いたんですけど、資料を出してきて、授業に使うということがとても不便だというふうに聞いたんですけど、それ

はというふうになっているんでしょう。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 今、学校用児童用のコンピューターの中に入っているOSについては、リナックスというソフトがOSとして組み込まれているという内容でなっております。それで、教育使用上、支障があるのではないかというお話ですけれども、一般的なマイクロソフト社製のウインドウズであるとか、そういった部分との互換性はないですけれども、それぞれのソフト、例えば文章作成ソフトであったり、表計算ソフトであったり、プレゼンテーションソフトであったり、そういったものはそのOSに対応したソフトが入っておりますので、それに沿った学習はできるというふうにお聞きしておりますし、また、プロンターに転送速度が遅くてきちんと印刷されないであるとか、そういったお話はちょっと私のほうには聞き及んでおらないところでございます。

●委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 インターネットは、つながっているんですか。つながっていますか。あのですね、インターネットの検索、情報館を通じて行われているというふうに聞いているんですけど、それはそのとおりですか。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） お答えいたします。

学校における教育用コンピューターは、情報館のサーバーを介してインターネットに接続をされているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 セキュリティーがとても厳しくて、見られないページも多い。使っている方からの訴えなんですよね、これは。このコンピューターを使って授業をしている学校というのは、何校あるんですか。全部の学校が使っていますか。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 町内の町立小中学校、全ての学校が同じシステムの上で授業を行っているというふうに認識しております。

●委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員　ここだけがとても使いづらい部分になっているのかなと思うんですけど、プリンターも15年前の古いもので、印刷がかなり時間かかって、しかも画像もあんまりきれいでない。幾ら要望しても更新してもらえないというふうに出ているんです。そういう声は聞こえていないんでしょうか。

●委員長（佐藤委員）　教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長）　学校における印刷機器、今お話しあつた中では、かなりの期間がたって使用に耐えないというようなお話しと承っておりますけれども、毎年、学校のほうにはそういった教育備品機材の取りまとめの要望の集約はしておりますけれども、その中で、途中で故障等したものについては修繕で対応してきているところでもございますし、本当にもう部品もなくなって、修理もできないというようなものについては、新しいプリンターに更新していておりますので、今ちょっと何年も要求しても更新していただけないというようなお話しでありますけれども、全く使えないのであれば更新する必要が出てくるとは思いますが、実際に使っている状態であれば、年数的には耐用年数は十分過ぎている物件だとは思いますが、使えるうちは使っていただくしかないというような形でやっていただいているのが実態なのかなというふうに考えています。

●委員長（佐藤委員）　教育委員会指導室長。

●教育委員会指導室長（滝川室長）　加えてですけれども、学校の実態といたしましては、子供たちが使う部分については、やはり今、委員おっしゃったように、セキュリティーがかなり強いものになっています。というのは、やはり有害サイトが今、物すごく話題になっているとおり、子供たちが自由に使える環境になっていますので、逆にセキュリティーを強くしないと、子供たちがいろんなところにもう、本当に信じられないようなところに飛んでいくんですね。その環境はかなり厳しいということは、委員おっしゃるとおり確かであります。

それから、子供たちがそれは使えるかということ、使える状況になっています。子供たちが使うのはある程度定められたところで子供たち入っていきますので、そこから調べ学習を進めていくということが今の実態になっています。

反面、先生たちの個人のパソコンにインターネットがつながっていないというところは、そこは間違いありません。学校には、それぞれ1台ずつ先生たちが自由にインターネットが使えるパソコンはあります。ただ、先生たち個人が持っているというものについては、インターネットは接続していないということでの使いづらさというお話しは、学校現場からやっぱり上がっております。

●委員長（佐藤委員）　3番、石澤委員。

●石澤委員　結局、教育の教材や研究をつくるときに、やっぱり今はネット使って、いろ

んなものの情報を引き出して、子供たちの授業に使うというのが多分多くなってきていると思うんです。そのときに、使いづらい。学校の職員室には多分あると思うんですけども、忙しい中で、1台ぐらいしかないもので自分の教材を引き出すということは大変なので、どうしても自分でそれなりのソフトを買って、自分でインターネットで調べることになると思うんですよね。そうすると、月額で6,000円くらいかかるみたいなんですよね。そうすると、年間にすると6万何がしのお金が結局は自費として出していると。子どもの教材に使うのに、そういうのをかさざるを得ないような環境というのは、やっぱり変えていかなきゃならないと思うし、セキュリティーの問題というのは、さっき言っていた、変な大変なものにつながっていくということがありますけれども、やっぱり子供たちがちゃんとプリンターとかできちっと写せるような、授業としてちゃんと使えるようなものを整備するというのは、我慢してもらわなければならない、やっぱりそこは少し出して新しくしていくということも、プリンターの部分でも、やっぱり教材として使うとすれば、やっていく必要があると思うんですけども、どうですか。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 委員ご指摘のとおり、本当に先生方一人ひとりに1台ずつのコンピューター貸与されて、業務に使っていただくということが本当に理想であるし、私どももそこを目指して進んでいきたいんですけども、今、北海道も進めている校務用コンピューターシステムという授業があります。それを使って、町教委としてもさまざまな業務に活用できるシステムというふうにお伺いしておりますので、そちらを事業要望した中で進めていこうという考えは持っているんですが、高校の道立学校のシステムがベースになっておりまして、なかなか小中学校のプログラムに対応し切れないような代物になっています。また、その中でも大分道内でも導入してきている自治体町村もございますので、近々にではそういったシステムの改良も道教委としてはされてくると思います。その辺を見きわめながら、町内の教職員の1人1台パソコンの貸与を最終的に目指して、使いやすい環境の中で教材制作であるとか、事前の段取りであるとか、そういった部分に活用していただきたいなというふうには考えているところがございます。

●委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 そこまで、教員に1台1台パソコンを用意するまではいかなくてもいいんです。ただ、こういうふうにして教材をつくるのにかかっているんだということをちゃんと認識してほしいと思います。そういうことなんです。なるべく、あんまりそこまでがちがちにしなくてもいいと思います。だから、プリンターとか、今古くなって、新しくなれば早く仕事もできると、そういう部分で対応していただければいいんでないのかなと思うんですけど。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） 今のお話しなんですけれども、一つには、実際に授業で使うときにセキュリティーがかかっているソフトで授業をするわけですから、逆に言うと、先生が調べるときに、こことここのセキュリティーは解除してくださいということは情報館との協議の中で日ごろできるんですよ。ですから、例えば先生がこういうページを使いたいとしたときに、そこにガードがかかっているということであれば、うちの学校のこことここのガードを外してくださいということは応じているんですよ。ですから、やはりその一手間かけてやっていただくのも、大変ですけれども授業をつくっていく上では必要なことなんではないのかなというふうに思います。

先ほど課長のほうからお話しありましたけれども、やはりセキュリティーというのは、やっぱり内部から攻撃されるのが一番弱いというところもあって、私物のパソコンはつなげれないというのが今の原則ですので、やっていくとすれば、先ほどみたいに正規に公的なパソコンを用意して、セキュリティーを強くする中で、先生たちにも使える校務システムに何とか、何年か時間をかけてつくっていきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解いただければと思います。

- 委員長（佐藤委員） 休憩いたします。再開は、3時35分からといたします。

午後3時02分休憩

午後3時35分再開

- 委員長（佐藤委員） 再開いたします。
12番、室崎委員。

- 室崎委員 ここでちょっとお聞きしますけれども、学校林というのがありますよね。これは、かつては学校校舎を建てるときの用材の確保のために、それぞれの学校が林をとか、材木を持っていたというようなのが、そもそも戦後の物のないころの発祥だったようですが、今では相当にそういう意味では実用性を失っているということになるかと思えます。

それで、厚岸町の場合には、この学校林に関してきちんと体制を整備しましたですね。その後、学校林については、自然観察林とでもいうのか、子供たちのそういう児童生徒の自然観察や、いわゆる環境教育の教材として、これから利用していくというようなお話もありました。

現在どのような形で利用をされているのか。まず、それだけお聞きします。

- 委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

- 教育委員会管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

町内にある学校林、今現在は5カ所というふうに認識しておりますけれども、私も年

度かわりまして、現場とっていいのかどうか分かんないですけど、その学校林ですね、見てきました。本当に国有林としての場所の学校林は、もう大変木が立派で、太く立派な木が管理された学校林。また、別な学校の学校林は、結構木が倒れてちょっと危なかしいような学校林もありました。

その中で、学校林がどのように活用されているかという部分でありますけれども、実際この1年間、自校の学校林を使って環境教育に利用したというお話は、校長先生ともお話をさせていただいたんですが、特に自校の直近にある学校林については、倒木の部分だとかがきちんと管理されていないのでなかなかできていないと。そのかわり、道有林管理センターにお願いをして、適宜な道有林を使って、間伐の授業というか、実地というんですかね、そういう授業をやったりはしていると。

ただ、太田中学校と旧上尾幌中学校の部分については、場所も今、特に太田中学校は行って来たんですけれども、学校林として、子供たちがその現場に行って何かの授業をやるとしたときに、大変危険です。いつ何どき、どこから熊が襲ってくるかわからないような場所です。その中で授業をやるというのは、本当に危険だなと私思いました。それをどういった形で今後教育に利活用していくかという部分は、ちょっと難しいのかなというふうには考えています。

けれども、高知であるとか、太田小学校であるとか、学校のすぐ真裏にあって見えるような学校林、これはもう少し整備をして、きちんと日ごろから目に触れることもありますので、そういった部分での使い方というのは十分可能性はあるのかなというふうに考えております。ですので、ことしについては、ちょっとそういう形で申しわけない部分はありますけれども、今後、使える学校林については有効活用を図りながら、直接行けないような学校林については、もう見切りをつけていくというような形で進めていくのが一番なのかなというふうに考えています。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 教育委員会としては、問題点をよく把握しているんだろうと思います、今のお話を聞いて。それで、必ず学校林があるから、熊の観察をしなきゃなんないというようなものではないのはよく分かります。それで、問題は、学校林といっても全部の学校が持っているわけじゃないですよ。それから、自分ところの学校林だから利用した何か授業なり何なりを行うと。自分のところ学校林を持っていないから人のところは使えないという種類のもんでもないと思うんで、学校敷地内にあるような、あるいはそれに隣接するところにあるようなところはそれでいいんだけど、それにしても全体で厚岸町の学校林として、全部の学校が上手に使えるような、使いやすいところはね、というようにも考えたらいかがかなというふうに思います。

そういう意味でいうと、町内にいろんな教材があるんじゃないかと思うんです。

今、学校林だけを例に挙げましたが。例えば高知小学校の池ですね、池の浄化というのをこの何年間かやっていますでしょう。これは、あそこに小さな川が流れ込んで出ていくようですけども、その上流部が牧草地ですよ。それで、非常に栄養たっぷりの水が流れ込んできて、あの池で滞留するわけですね。だから、富栄養になって、へたがっ

くった抹茶のような色の水になってしまっていたわけですね。だから、その入り口のところで、これたしか環境政策課のほうで指導したんじゃないかと思うんだけど、水を浄化する装置をつけることによって効果が出てきているんじゃないかと。出ても出なくてもいい教材になるわけですね。

それを高知小学校だけで独占しておく必要もないんですよ。そういう事例というものをやっぱり町内の子供たちがみんなそういうところを見て、そこから何かを学んでいくというようなものにしていくということはできるわけです。あと、ビオトープのようなものもつくっているところもあるというふうに話を聞いたことがあります。現在あるかどうか知りませんが。そういうようなものにしても、全体的に利用していくようなことを考えていったらいいのではないかなと、そういうふうに思うんですけども、そういう点では何かお考えがあったら、お聞かせをいただきたい。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） ただ今ご指摘の部分でございますけれども、確かに高知の裏の池ですね、カキ殻の蛇かごというんですかね、それによる浄化実験、ことしもまた新たにやっております。

確かに、1校の学校林を1校が使って学ぶということもありでしょうし、学校林を持っていない学校もあります、その中での、例えば森林教育、木育ですとか、そういった部分含めて、学校間連携の中で、何かの機会をつかまえて、営林署ですとか、道有林管理センターの指導も受けながら利活用を図っていくと。また、そのほかの授業でも、町が毎年実施している町民植樹祭等もございますし、そういった中での町を挙げての授業に、授業の中ではきっと休みの日と重なりますので、そういった部分に参加をするような促しというんですかね、それを働きかけていくような教育委員会事務局としての体制、そういうのも一緒に図って、全体的な盛り上がりを醸成していければなというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会指導室長。

●教育委員会指導室長（滝川室長） 今、課長の申しましたように、環境の学習の中で高知小学校が9月22日に環境政策課の職員の方を講師にさせていただいて、カキを入れて浄化実験を行うという学習を行いました。引き続き、それが月1回、毎月1回検査をしながら水質がどう変わるのかという学習を行っております。

今回の教育行政執行方針の中で、厚岸町の財産でもある人、もの、ことを本当に生かしながら教育を進めていきたいと思います。今、厚岸町には人や物や事というのがたくさんあって、それを教育の中でつないでいって、そして地域で育っていく子供たちということを中心に考えながら教育を行っていきたいと思いますということが、今回の教育行政の執行方針の中で盛り込まれています。ぜひ、そういう形で、今あるものを有効に活用しながら、教材化していきながらということで教育を進めていきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 よろしくお願ひしたい。

それで次に移りますが、先ほどコンピューターの話が出ておったのですが、私はコンピューター機器そのものではなくて、現在コンピューター並びにその類似するもの、そしてそれを使ったいろいろな、何と言うんですか、ああいうのは。何とか網とでも言ったらいいんでしょうかね、ネット網といったら同じ言葉2つになっちゃうんだけど。今、ひところはインターネットというようなもので、1種類の網でしたけども、今はその中に閉鎖集団がたくさんできているわけですよ。そして、私も使わないからよく分かんないんだけど、ラインだとか、ちょっとわからないけれども、幾つもありますね。それは、そこの入っている人たちだけの閉鎖集団で、外から入れない。中で何やっているかが全然見えない。そういうものに子供たちが簡単に取り込まれてしまう。

この前も新聞を見ていたら、小学生か中学生ぐらいの女の子を相手にして、児童ポルノ何とか法で捕まった人の記事が出ていましたけども、それもラインとかいうものの中でやっているんですね。そして、卑わいな写真をそういうところにどんどん出しているというような、誰が被害者で、誰が加害者か、よく分かんないような記事ではありましたが、子供がそういうものに巻き込まれたときには、これは被害者ですよ。そういうものに対処するだけの判断力のないままに、自分のうちの茶の間でも話しているようなつもりで、そういうところにぽんと、それこそ極端な個人情報載ってしまうと、世界中に拡散していくわけですね。

拡散した情報はもう消せません。その恐ろしさというものが実感できない人たちが随分と多い。そういうことが簡単にできるような機材というのは、今ちまたにあふれているわけですね。私なんかよりも、小学生、中学生のほうがはるかに上手に利用するわけですよ。ということは、親がそういうものを管理監督する能力がないんですよ。こういう状態の中で、いわばオオカミや虎がぼっこしている広野に一人ぽんと置かれているような状況が出てきている。これはもう大変憂慮すべき問題であると思うんですが、こういう点に関して、学校としてはどのような対策をとって、どのような効果を上げてきているのか、これについて簡単に結構ですから、説明してください。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会指導室長。

●教育委員会指導室長（滝川室長） 今、委員お話しされましたことは、本当にそのとおりであります。全道的に見ても、今言われたことが、今一番の課題は何かと言われたら、今、委員おっしゃったものが全国、全道、この厚岸町でも大きな問題になっています。

大きな犯罪に巻き込まれたという事例は、今のところありません。ありませんけれども、いつそういうところに巻き込まれるかわからないですし、それから、そのことが起こらないためのネットを監視するシステムというのはあるんですけど、それは随時行っております。また、変なところに入ったときに、名前がこの人は分かりますよというものがもし分かった場合は、すぐそこを監視するシステムから町教委に連絡が来て、町教

委から連絡することになっています。今のところ何件かは来ていますが、変な方向に行ったんじゃないで、そのブログを見ると子供の名前が分かっちゃうという程度のもので、そんな大きな問題にはならなかったんですけども、一步間違えれば、いろんなところに飛び火してしまう。それこそ画像なんか行ってる場合は、どこに行くかわからないという状況であります。

それで、各学校は、携帯電話、インターネット等に関する被害を防ぐための講習会を全部の学校で行っています。それは、講師は警察官であったり、企業のそれぞれの携帯会社の方を講師とした携帯電話等ネットを被害を防ぐための講習会というのは、全部の学校で行っております。

また、今、学校便り等を見ますと、校長先生みずからが自分の言葉で、ネットは危ないんだということを直接お話しされている学校がかなり多くあります。そのほか、それらの状況というのは、必ず教育委員会から学校に通知をして、学校から情報をどんどんどんどん流していくとことがあります。

ただ、この問題の根の深いところは、学校だけじゃなくて、やはり家庭との連携が一番大切だということになっていきます。ですから、学校や教育委員会の一方的な発信だけではなくて、子供はどう考えるのか、そして家庭の中でどう進めていくのかというあたりを総合的に考えていかないと、この問題は解決しないというところが、今、いろいろな成果や課題の中にも出ていますので、その辺のところから手をつけていくということが必要なかなと思います。一方的な情報をただ通すということではなくて、一体となって考えていくという施策を進めていかなければならないというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 問題点は全て分かっているというふうに思います。

それで、1点指摘しておきたいんですが、確かに教育委員会サイドのほうから見ると家庭の問題だと、親御さんがきちんとしない限りどうにもならないということは、そのとおりだと思うんです。ただ、現状を見ますと、親が当てにならない現状ですよね。これをどのようにしてレベルを上げていくかというところが非常に難しく、非常に大事なところでないかと、そのように思うんです。それで、まずもちろんそっちはそのとおりなんだけど、と同時に、その親御さんに問題点をきちんと気づかせて、そしてこころをなおざりにはできないんだという意識を持ってもらうためには、やはり学校の親御さんと直接会っている先生が、そういうことを十分に指導できるだけの能力を持ってほしいと。意識と能力を持ってほしいと、これは切に願うところです。

先ほど話が出ておりましたけれども、私も何人かに言われておりますが、プロバイダーを情報館がやっていますね。そうすると、通常の水道に例えて言うならば、源水のように濁りも入っているような水を情報館のプロバイダーは、そのプロテクターとか、何かいうものをかけて、いわば水道水のようにうまくないものを取り除いて流しているわけですね。そうすると、先生なんか調べものをするときに、ある種の言葉を入れてやるとぼんとはじかれると、それが非常に不便だと、だから外してほしいと、外してもら

わなきゃ困るんですよというように、私も言われたことがある。それで私は必ず、外したことによって何か問題が起きたときは、あなた100%、それについて責任をとれますかというふうに聞くわけですよ。そうすると、いやいやということになるんですね。

だから、どうもそういうことを言う人が全てとは言いませんが、中には、何でそういうことをやらなきゃなんないのかということに、十分理解がないんじゃないかと思われるような教員がやっぱりいるわけですよ。そのあたりから、きちんと今のネットというものを持っている社会性、利便性と同時に、大変重要な副作用もあるということをやっぴりきちんと理解して、それを子供や親御さんに教育をしてもらいたいと、そういうふうに思うんです。教育委員会として発信する、大いに結構です。講習会をやることも大いに結構です。ただ、それを十分消化して、そして自分の向かい合っている子供や親御さんにきちんとその指導をする。これが非常に大事でないかと、そのように思うんですけれどもね、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今のお話なんですけども、問題点が大分変わってきているというふうに思います。

というのは、一つは、今まではインターネット自体に有害サイトが多いという中では、いわゆるフィルタリング、ホワイトフィルタリングですとか、要はどこまでかければいいのかとかという問題、そしてフィルタリングが入っていれば、子供たちにはスマホなり携帯を渡してもいいんだというふうなところが一時代前だったと思うんです。ところが今の問題点は、それと同時に、先ほどおっしゃったSNS、いわゆるラインのようなそのもの自体には何の悪意もないですよ。ただ、みんなが集まって外から見えないというだけのことなんです。ただ、そこにおいて何が問題かといえば、ネットに対するモラルなり、コミュニケーション能力なりというものが育っていない中で、使うことによっていじめが起きたり、外から見えない中でのいろんなトラブルが出てくるということだろうと思うんです。

いろんな成功事例を見させてもらっているんですけども、一つには、韓国あたりは、日本よりもひどくて、結局スマホを3時間以上、4時間以上という10代の若者の数がふえてきて、それがもう学業にもはっきり影響を及ぼしているという中で、いろいろなアンケートをとって、ある一定の点数に達した者に対しては、林間学校みたいなところに入れて、一旦その器械から隔離するようなことをしたり、例えば夜12時以降には未成年者にはそういうふうなものを使えないようにするなりというふうな措置が必要になってきているということです。

ただ、日本の場合は、何ていってもやはり、何でもそうなんですけども、大手ですよ、企業が。ですから、その問題点を分かっているながら、宣伝を見てもそうですけども、要は今、10代の、しかも年少のほうにどんどんどんどん売り込もうというコマーシャルしかないじゃないですか。それを本来的には非常に問題だなと多くの人が思っているながらも、まだそこにメスが入らないような状況が今日本の中にあるんだろうというふうに

思います。

そういう中では、やはり学校の中でも、学校から言う、教育委員会から言うのではなくて、まずP T Aが主体となって私たち自身が保護者として勉強しようよというふうな、まずP T A主体のそういう講習会を開く。そしてもう一つは、生徒会主体で自分たちのこの携帯というのはどうだろうか、使っていて嫌だなという思いをしていることないだろうかということから始めて、P T Aがまず勉強をする。そして、生徒会が自主的にある程度こういう使い方はやめようというふうな動きに持っていつているような学校の動きというのがあるんですね。

だから、そういうふうな形で、一方的に道教委が今出しているのが、たしか月に2回、第1、第3日曜日か何かをノーゲームデイということにして、使わないようにしようという運動をやっているんですけども、いきなり、あれを言われても、誰か言うこと聞く人はいるのだろうかという、余りにもとっぴで。

だから、そこに結びつけるためには、やはり自主的な気づきが必要なんではないかというふうに思って、何とか来年度の中で、学校の中でも、ぜひP T A主体にそういうふうな講習会なり、研究会というか、わかる会を開いて、あるいは生徒会のほうにもそういう動きをしてもらえないだろうかというふうに働きかけをしていきたいというふうに思っています。

(「結構です」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。
- 谷口委員 教育振興一般、釧路地方生徒指導連絡協議会2万円とあるんですが、最近、川崎で大変痛ましい事故がありましたよね。それで、今、厚岸町内の小中学校で、相当長い期間、学校等に登校しない、いわゆる不登校なのか、そういう人がいるのかいないのか。不定期でもね、あるのかないのか、まずお伺いしたいんですが。
- 委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。
- 教育委員会管理課長（高橋課長） 町内の小中学校の不登校児童生徒のお尋ねかなと思いますけれども、いるかないかというご質問で行くと、おります。
- 委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。
- 谷口委員 いるということになると、どのくらいいるのかね。小学校でどのくらいなのか。それも小学校の低学年なのか、高学年なのか、中学生なのか、そのあたりはどのくらいでいるのか。そして、その主な理由はちゃんとわかっているのか、理由がね。それと、今、補導員というのかな、そういう人たちだとか、そういうものも含めて、どう対応してきているのか。そういうことについて、もう少し詳しく説明していただきたい。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

町内の小中学校で、現在不登校の生徒と申し上げます。（「児童はいない」の声あり）
はい、生徒が1名いる現状にあります。内容的には情緒というか、今1名いるという状況でございます。（発言の声あり）

申し訳ございません。内容的には、不適應というような状況で、ちょっと学校に出てくるのが困難ということで、家庭で自宅学習を行っているというようなケースでございます。学校のほうは、担任を通じて逐一連絡をとりながら、学校との接点を切らさないような対応ということで、今進めているというような状況になっているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 プライバシーの問題があるようで、ただ問題は不登校によって違うつながりができてしまって、そういう中で事件事故につながっていくということがあってはならないと思うんですよね。ですから、あの川崎の事件というのは、どういうところから行ったのか、まだ詳しくは分かりませんが、やはりそういうものが続いていく中で、結果的にああいう事件にまでなってしまうということなんで、今のことについては私は深くは言いませんけれど、そういう事象が出てきたときには、やはりきちんと対応できる体制ができているのか、結果的に何カ月も、あるいは何年もなんていうこと、何年というのはちょっと大げさになりますけれど、一定の期間超えたときに、どういうタイミングで、どう対応していくのかということ、ある意味あの場合には息ったのではないのかなというふうに思うんですよね。

ですから、それをきちんと厚岸は、いろんな方向から見るような体制ができているのかどうなのか、その点についてお伺いをいたします。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

厚岸町のケースにだけ限って申し上げれば、川崎のような案件では全くないということは申し上げられるのかなというふうに思います。

一方で、例えば交友関係のもつれであるとか、あと、例えば親と子の問題であるとか、そういった部分であったとしても、厚岸町の場合、さまざまな機関がかかわった中で児童生徒の保護対策というんですか、擁護児童生徒連絡協議会という組織もございますし、その中で教育委員会も含めて、保健福祉課も含めて、児童相談所も含めて、地域全体で子供を守っていくというような体制がつけられておりますので、さまざまな方面からそういった部分で対応はしていけるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 あんまり自信を持って、後で実はということにならないことを私は願っているんですけど、ぜひ抜かりのないように進めていただきたいなというふうに思います。

次に、町立教育研究所の負担金補助及び交付金256万円あるんですが、研究所の所員の皆さんが、日々の研究活動、先生方の研究活動にどういうふうに進めていくとか、そういうことを進めると同時に、社会の副読本の編集も一定期間を置きながら進めていると思うんですよね。それで、これはどういう内容のものなのか、ちょっと教えてください。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会指導室長。

●教育委員会指導室長（滝川室長） 町立教育研究所の質問だと思います。

これにつきましては、厚岸町の先生たちが一堂に会して研究をする、研修をする、そして子供たちの教育に返すという趣旨で行っております。その中身については、先生たちの研修会をいろんなところで開いて、……(発言の声あり)

そこまではいいですか。そのほか……(発言の声あり)

副読本ですか。(「はい」の声あり)

すみません、副読本は去年完成しました。今回については、副読本についてはこの中に予算は計上されておられません。(「その内容」の声あり)

申しわけありません。副読本の内容は、小学校三、四年生が厚岸の先ほどもありました歴史や文化や産業などを学ぶ、その地域学習というのが三、四年生の中であるんですけども、それをほかの地域を学ぶのではなくて、厚岸町のことを学というためにつくるものであります。これがかなり厚い冊子となってできております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 この副読本なんですけどね、やはり厚岸町の歴史だとか産業だとか、そういうものを子供たちにきちんと教育の中で分かっていたくということは、大変いいことだと思うんです。そういうことなんで、この副読本を議会議員にも配付するということとはできないんですか。その内容が、議員だったらやっぱり知っていたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。(発言の声あり)

(「委員長、休憩いいですか」の声あり)

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後4時10分休憩

午後4時13分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

社会科副読本なんですけれども、在庫のほうがちよっと厳しい状況で、皆さんにお配りしてしまうと、新しい児童がふえたときにちよっと対応できなくなることも考えられなくもないということもありますので、もしできますれば、議員控室の図書コーナーのほうに2冊程度で備えつけさせていただいて、ごらんいただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 先生方が、研究所のその先生方が大変苦勞されてつくっているものを議員各位が全く見たこともないというのでは、やっぱりちよっと寂しい話だと思うんですね。それで、厚岸の歴史、産業、そういうものを議員のほうでもきちんと検証していくためにも、ぜひそういうことをしていただければ、ありがたいというふうに考えます。無理して1人1冊とは言いませんので、そういう閲覧ができる体制をとっていただければ、そのようにお願いをしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） ご配慮いただいて大変申しわけございません。

近々に、議員控室のほうに備えつけさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 他に、3目ございますか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

4目教員住宅費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 教員住宅の償還金でお伺いしたんですが、921万2,000円償還をするということになっているんですが、住宅供給公社教員住宅というのは、どこどこにあるんですか。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

住宅供給公社の教職員住宅譲渡償還金の部分でございますけれども、この教員住宅につきましては、有明地区に設置しております教職員宿舎の部分でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 2階建ての住宅ですか。（発言の声あり）

有明でしょう。（発言の声あり）

平屋のほうなんですか。（発言の声あり）

2階建ては、何。（「北海道」の声あり）

北海道か。そうしたら、一番町営住宅の山側にある集会所の並び、あれがそうなんですか。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

町営住宅有明団地の一番奥の列にある集会所の列の終末処理場側の2棟8戸が該当教員住宅になります。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、教員住宅として225万5,000円ですか、と償還金のほうと住宅があるわけですが、現在の入居状況はどういうふうになっているんですか。町内全体で。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

今、教育委員会で保有している教員住宅の全戸数でございますけれども、81戸保有しております。本年度使用戸数については、52戸の使用状況というふうになっております。空き家の29戸のうち、もう使用に耐えられないというような教員住宅が24戸あるという部分でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、52戸の入っている住宅、これはほとんどが市街地なのか、例えば尾幌の教員住宅だとか、そういうところ、今も使っているのかどうかちょっと分かりませんが、そういうものも含めて52戸なのか。それと、この52戸の中には、住宅供給公社の住宅は満杯なのか、その辺も含めてちょっと教えてください。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

まず、住宅供給公社の教職員住宅については、100%の入居状況になっております。あと、町内の教員住宅につきましては、まず地方部というんですかね、市街地じゃない、例えば尾幌にございます旧尾幌小中学校に隣接する教員住宅も入居の状況にあります。全部ではございませんけれども、入居している状況になっております。あと、旧片無去小中学校に隣接する教員住宅についても、1戸教職員の方が入居している状況になっております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、結果的には市街地も含めて、これは空きがあるということですよ。

そして、使用に耐えられないのも24戸あると、そういう状況になって、そのうちの2棟2戸は、今回、尾幌のほうで壊すということでしょう。これは、また別なんですか。解体住宅が予定されているの（発言の声あり）

一緒なんですよ。一緒ですよ。

それで、結果的に空き家かなりの戸数あって、そのうちの大半が使いものになんない。だけど、あと5戸は、入居は可能だというふうに考えていいんですよ。今の説明からすると。

それで、閉校になったりなんかしている旧尾幌小中だとか、旧片無去小中だとか、そういうところにある教員住宅を見ても、場合によっては、地域の方が何らかの形で使っているケースもあるようなんですけれど、結果的にもう学校としては運営しなくなるわけですし、そういう住宅はまだ使えるものは、例えば地域から要望あった場合は、使っていただくというか、そういうことになっていくのか、何らかの、利用しなければ住宅というのはどんどん傷んでいくと思うんですけれども、そのあたりはどういうふうに考えているんですか。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） ご指摘の部分でございますけれども、教職員住宅、基本的に教育財産という扱いになります。現在、今、教育財産の教職員住宅の扱いで、民間といいますか、民間利活用されている教職員住宅が、片無去地区に2戸と、糸魚沢地区に1戸ございます。その部分については、教育財産の目的外利用ということで、教育委員会が特に認めた場合、例えば理由はいろいろあるんですけれども、公共的な利用に供するであるとか、公共的な目的に資するであるとか、そういった部分で期限を区切って、臨時的、時限的に対応しているという部分になってこようかと思えます。

今後、そういった未利用の建物が地域の利活用に資するというようなケースが出てきたときには、その内容を精査させていただいて、普通財産に移管した上で、売却処分するのが妥当なのか、それとも教育財産としての目的外利用のままで利活用することが可能なのかという部分については、判断していくことになるのかなというふうに考えて

います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうはいつでも、学校としてはもう存続しなくなるわけですよね。ですから、そういうことを考えると、やはり教育委員会だけではなくて、町全体で利活用をきちんと考えていくということが私は必要ではないのかなというふうに考えるんですけども、その点についてどう考えているか。

あと、以前に質問したことあるんですけど、これはもう一般財産なのかどうなのかわかりませんが、小島小学校の教員住宅がすごい状態になっていたんですけども、これは整理されたのかどうなのかね、社会教育だとかそちらのほうで、きっと自然観察だとかそういうので、あの小島にも立ち寄ったりもすると思うんですよね。そうしたときに、ああいう状況になっているのは、私は非常に忍びないんですが、現在どういう状況なのか、ちょっと教えてください。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

学校が統廃合によりまして、そこに学校がなくなってしまったといった場合でも、教員住宅がそこに残っていると、そういった中で、やっぱり学校はなくなっても、そこに人が、先生であっても、先生じゃない人でも、人が住むということは、その地区に何らかの効果があるというふうに考えます。

なので、教育委員会としては、24戸の解体予定というふうに考えておりますけれども、見方によっては、地域として、まだちょっと手直しすれば住めるんじゃないかとかというような考え方もあるのかもしれませんが。そういった部分は、年次的に教育委員会としては解体処分していく予定ではありますが、特に閉校した後の地域の活性化という部分も統廃合のときにお答えを申しあげている部分もございますので、そういった部分で、少しでもそういった地域に人が住んで残って、その地区の活性化を図っていける一助になればという部分もございますので、そういった部分は教育委員会一人で考えられる部分ではないですけども、全体的な調整の中で進めていける部分は進めていきたいなというふうに考えております。

それから、小島の教員住宅の部分については、財産の扱いの関係が教育財産ではなくなってしまっているものですから、今現在の管理状況については、私のほうからはちょっとお答えは控えさせていただきたいと存じます。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 普通財産の管理については、建設課という担当になってございます。

これまで、旧教員住宅の利用しなくなったところでありましてけれども、実際にその利

用を運用させていただいているのが、東北地方太平洋沖地震で津波被害者受け入れ住宅として梅香町、これは福祉センター前付近ですか、ここに2戸ご利用いただいております。これは、短期間一時的なものであるんですが、北海道も公営住宅の取り扱いで、この震災に係る津波被害者の受け入れについては、随時更新されております。今後もいつ打ち切るかという話はありませんで、しばらくはこのまま継続されていくのかなというふうに考えておりますが、その他の普通財産の教員住宅については、前回お話もあつたんですけど、私まだ全部見れていない状況であります、恐らく何らかんかの修繕等をしなければ受け入れるようなものはないかもしれません。ですから、早急に何らかの理由で受け入れすることになる場合は、改めてその必要性等を検討させていただくんですけども、一般に貸家として貸し付けていく考えは今のところ町の公営住宅の供給状況等からして、考えてはいないところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 私の伺ったことには何も答えていただけなくて、違うことをきれいに答えていただいたんですけども、ありがたいような、非常に複雑な気持ちに今なっているんですけど、この次どう続けようかということで、私が伺ったのは、小島に昔は学校がありました。そのときの教員住宅が、今は普通財産になっているというのが教育委員会の説明でした。ですから、それに基づいて、普通財産を預かっている担当課では、それをどういうふうに捉えて、現在どうなっているのか、もうきちんと処分整理されているのか、それを伺ったんですけども、ご答弁よろしく願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 大変申し訳ございません。ちょっと熱があつて、聞き漏らしたところがございました。

小島の現状は、朽ち果てているかどうか、実は私まだ現状を認識しておりませんでした。申し訳ございません。

早急にちょっと確認させていただいた上で考えるんですけども、ただし普通財産でありますので、何らかの行政財産使用目的がなくなったということでもありますので、これは個々の住宅ではなくて、全般的な住宅を見た政策としての判断が必要なのかなというふうに思いますので、ただ、そのところは残念ながら今構築しておりませんので、しばらくちょっと勉強させて、普通財産を貸し付けですね、そういったことがしていけるのかどうなのか、今はっきりお答えできる状況にありませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。（発言の声あり）

（「ちょっと休憩お願いします」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 4 時33分休憩

午後 4 時40分再開

- 委員長（佐藤委員） 再開いたします。
建設課長。

- 建設課長（松見課長） 大変申し訳ございませんでした。よく質問の内容を聞いていなかったところでございます。大変申しわけございません。

先ほども申し上げましたとおり、私自身まだ全ての旧教員住宅のものについて現状認識、確認ができていない状況でありまして、小島についても実はそうでございます。私まだ小島にも上陸したことのない状況でありまして、ただし、財産台帳にしっかりと載っております。当時の小中学校の教員住宅1棟2戸と、1棟1戸、計3戸が財産台帳に載っている現状を確認できました。

これは、現在では、住宅としての体をなしていない、いわゆる朽ち果てているというふうに担当からお聞きしております。したがって、そういう中で自治会等から、あるいは小島の利用者等、あるいは近辺で航海する漁業者等から、いわゆる四散しているだとか、建物がですね、材料が四散しているだとか、そういったことは特に情報が寄せられていない状況でありました。

今後、小島の状況を確認し、予算等も絡むと思いますので、どのような処置ができるのか、検討させていただきたいと思います。大変失礼いたしました。

- 委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 もう予算かかるだけ、解体しようが、かかろうが、どうなのかというぐらいまで朽ち果てた状況になっているような気がするんですね。僕も3年ぐらい行っていないから分かんないけど、三、四年行っていないから。

ただ、ああいうものが、非常に離島といいながらも放置されていると、あるいはあの地域が、あそこの住民だけが利用するのではなくて、さっきも言いましたけれども、さまざまな機会にあの島に上陸する人たちもいるということを見ると、そういうものが、大体避難階段みたいのがあるんですけど、そういうところを通るときに、草でも相当長い草が生い茂っていれば見えないんでしょうけれども、見通しのいい時期には非常に無残な姿をさらしているということになりますから、ぜひ、対策をとっていただきたいというふうに思うんですが、どうなんんでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 建設課長。

- 建設課長（松見課長） 重ねておわびしますが、そういった対策が進んでいなかったことをおわびし、今後、適切な処理ができるように検討してまいりたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 私も、教員住宅解体事業でお聞きします。

手数料83万2,000円というのがあるんですけども、これは産業廃棄物の処分の手数料でよろしいのかというものです。直営でと言われていたんですけども、それで、例えば最近だと、産業廃棄物運搬車というもので運搬されている車をよく見かけるんですけども、そういうような運搬車というものが不要なのか、また運搬するに当たって、産廃法なりの法で指定された業者なりがやる必要というものが無いのかどうかというのを、まず1点目確認したいと思います。

（「休憩します」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

午後4時44分休憩

午後4時48分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

教員住宅解体事業の手数料の部分でございますけれども、廃棄物処理費としての計上でございます。種類でいくと、プラであるとか、ガラスであるとか、外壁であるとか、コンクリートであるとか、そういった部分について、指定業者のほうに廃棄物として運搬をしていただいて、処分をしていただくという経費ということで計上させていただいているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 なるほど。運搬も入るということで、そうすると、本来運搬は委託料とかという形にならないのかなど。廃棄物の処分は手数料だけでも、運搬業務といったものについては、委託にならないのかなと思うんですが、それについてはいいです。

直営でということなんですけれども、この直営でというのは、教育委員会の職員が直営で壊されるんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） この教員住宅の解体については、教育委員会の職員

が直接解体することはできませんので、町の建設課のほうに依頼をして、その機動力の中で解体を行っていくというような形になっております。ことし実施した床潭の1棟1戸につきましても、同様の手法で解体をさせていただいたという内容になってございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 ことしも既にやられているといった中であれだったんですけども、今さらこんなことを聞いてもあれだというふうに言われるかもしれないけれども、大変申しわけないんですけども、建設課の臨時職員が、それじゃ教育委員会のほうに。ただ、任用は、町長部局のほうで厚岸町長が任用していますよね。それを教育部局のほうで臨時職員を使う。任命とか何かというような手続はきちんとされているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） この事業に際しまして、建設課の職員を教育委員会の職員に併任させて業務を行ってもらおうというような手続はとっておりません。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 それ自体は問題がないのでしょうか。

任用権が余りにもちょっと拡大し過ぎちゃんではないのかなというふうに、私は思うんですよね。少なくとも、職員であれば町長のほうで辞令が交付されますし、また厚岸町か教育委員会に行くとき、出向という手続をとった中で、そしてまた教育長のほうから辞令が交付されるといった中で、普通、臨時職員というのは臨時作業員じゃないんですよ。職員なんですから、少なくともそのような任用をというものがされないといけないんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、この点についてはどのようにお考えになるのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

任用権の部分のご指摘かと存じますが、厚岸町も厚岸町教育委員会も、厚岸町の執行機関として独立して事務事業を行っておるところでございますけれども、この事業を行うに当たっての予算の執行については、あらかじめ教育委員会が町長と協議をした中でその予算を執行するというような枠組みの中で行っているというふうに認識をしておりますので、その中で町長が判断をして、教育委員会の事業の任務に当たるというような中でやっているということで、特段問題はないというふうに認識はしています。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 問題がないという認識だというのであれば、私もそれ以上は言いませんけれども、ただ、私だと、やはりちょっと問題があるんじゃないのかなと。厳密な問題性というものは、労働基準的なものと考えたときには、そういう問題が法外しているんじゃないのかなというふうには思いますんで、それについては、また次期以降も私がこういう場にいれば、聞いてもいきたいなというふうにも思うんですけども。

直営での解体ということで、それでされるんですけども、これは請け負いでやるというようなことをやっていくことはできなかったんでしょうか。どうしてもやはり直営じゃなければならぬ理由等があったのか。過去においては、町有建物等の解体というのは、いろいろな部分を、あれは例えば国の補正予算とかの補助金とかというものもあったようなときもあったんでしょうけれども、ただやはり請け負いで解体している建物というものというものもたくさんあるような中で、ただ教員住宅がこのように直営じゃなければならなかったという、請け負いにすることができなかったというようなものが何かあるんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 今までも解体してきた教員住宅、事業で行って請け負いでやってきた実績は確かにございます。今回、特にどうしてという部分、請け負いでという部分で考えたのかという部分もあるんですけども、規模もそれほど大きな建物でもなく、結構、町の機動力の中でもできるというふうに教育委員会としても考えた中で、やってみたというのが実態のところなんですけれども、事業費的にもかなり圧縮した中でできてきたという部分で、結果的にはよかったのかなという感じはしているところです。

今後、ことし初めての事例でございますけれども、この例を使って、効率的にこの解体事業を進めていけるのかなというふうに考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 先ほど、10番さんの質問の中で、今後、もう使用に耐えない24戸、今回の2戸というのがこの内数に入ってくると思うんで、今後、今年度以降の中では、22戸くらいまだ解体需要があるというようなときに、やはりどうなんでしょうか、地域への地元への発注というものを考えていってもらわなければ、せっかくの、どうせ解体していくようなもの、予算にかけるものについても、もう少し地元への配慮というものができるようになっていただければいいのかなというふうに思うんですよ。

だから、何でもかんでも直営で、直営だと確かに安く済むのかもしれませんが、それをやってしまうと、何でもかんでもやってしまうと、町内の業者が困ってしまうことにもなりかねないんで、やはり建設需要というものを確保していくということも、これは教育委員会のほうで考えるんじゃなくて、むしろ財政的なほうで考えてもいただかなければならないのかなと、予算をつくるほうですから、思うんですけども、ぜひそ

ういう形で、何が何でも直営じゃなくて、請け負いというものを考慮していった中で、今後の残り22戸の解体というものを進めていっていただければなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） ご指摘のとおり、やっぱり町内の業者に対する配慮という部分、十分分かります。しかしながら、できる事業とできない事業というのがあるのかなという部分の中で、この教員住宅、規模的にも直営の中でできる範囲内の事業なのかなという部分で今回やらせていただいた中で、当然余りにも規模が、例えば学校を取り壊すだとか、そういう部分になってくると、当然できませんけれども、教員住宅ぐらいであれば、町の機動力の中で対応ができていくと。結果的に、それが財源が節約することによって、また別な町民のサービスに回すこともできますので、そういった部分での循環というのも一考するべきものではないのかなというふうに考えているところでもございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうは言うんですけれども、やはりそうじゃないというふうにも私は言いたいですよ。

やはり域内循環していくんだ、中小企業の振興を図っていくんだ、町内の業者を盛り上げていくんだといったものを一つひとつ考えていったときには、やはりこれらの、既に過去にも請負実績のあるようなものというものも、しっかりと域内循環の中に組み入れた事業推進というものを図っていただく。そういうことが、それが小さいのかもしれませんが、そういう一つひとつが町内業者の振興にもかかってくるというふうに、私だと思っんです。その点について、もう少し考えていただいて、何でも何でも直営がいいんだという、何でも何でも直営がいいんだったら、全てそうしたら直営で、道路工事や何かも直営でやってもらいますかという話にもなるんですよ。そうはならないという実際のところがあるといったものの中では、これらのものについても、もう少し考えた財政的なものというのはあるとは思ひます。

教育委員会に余り言っても、教育委員会で予算を編成権というものが無いのかもしれないんで、それについては大変私もいいづらいところではあるんですけれども、もう少し域内循環というもの、町内振興、中小企業の振興といったものを細部にわたって、もう少しきめ細やかに考えていってもらえないのかなというふうに思っんですけれども、町長いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

これは教育行政のみならず、町全般にかかわる域内経済の循環ということの重要な課

題だろうと思います。

今、質問者がお話しいたしますとおり、地元企業、これは最も大事な育生をしていかなければならない、そして経済の活性化を図るといことは大事なことであります。しかしながら、一方、財政事情を考慮しながら、より効果的な行政運営を図るといことも大事なことでございますので、ただいまの教育委員会における自前での解体の問題については、そういう中での自前での解体といこととで予算計上したと、私はそのようにとっておるわけでございますので、どうか地元企業の育生は、私としては最も大事なことであるとい認識を持っておりますが、そういう財政事情も考慮しながら行政運営しなければならいとい、より効果ある行政運営といこととで認識をいたしておるところでございます。

(「よろしいです」の声あり)

●委員長(佐藤委員) よろしいですか。

4目、他にございますか。

(なし)

●委員長(佐藤委員) なければ、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思はますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長(佐藤委員) 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。
ご苦労さまでした。

午後5時02分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成27年3月17日

平成27年度各会計予算審査特別委員会

委員長